



シン・経営改善計画2022

(令和4～7年度)



合併後の「新」社協も、「親」しみやすく、いつでも「真」摯に取り組み、活動を「深」化させ、時代に適応しさらに「進」化していきたい。シン・経営改善計画2022の「シン」は、様々なシンを包含しています。

はじめに

わが国における少子高齢社会の進展に伴い、価値観や生活スタイルは多様化し、家族構成や働き方が変わり、地域における福祉課題も、認知症対策、ひきこもり、子どもの貧困、8050問題、ダブルケア等、複雑・多様化しております。

現在、国では、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握して解決していく体制づくり、多種多様な専門機関が縦割りでなく包括的に協働できるような重層的な支援体制の整備が進められております。

本会では、こうした社会の変化と新たな要請に応え、地域住民とともに誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会を目指すため、本会の果たすべき基本理念や経営理念を明示し、その実現に向け必要な人材や財務などの経営面に関する具体的な取り組みを示すため、シン・経営改善計画2022を策定しました。また旧千葉市社会福祉事業団との合併後初めて策定した本計画は本会の地域福祉活動計画及び各施設別事業計画が効果的・効率的に推進・展開できるよう整備しております。

本会は本年2月に設立70年を迎え、これまで培ってきた経験をもとに、職員一人ひとりが使命感を持ち、求められる役割を最大限発揮し、本会の基本理念である「共に手を携える地域社会の実現」に向けて、行政や地域住民、関係機関と手を携え、地域福祉の推進には欠かせない存在となるよう経営や組織基盤の強化に努めてまいります。

令和4年3月

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

会長 竹川 幸夫

目次

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 シン・経営改善計画2022とは……………1
- 2 計画の期間……………1
- 3 本会のおかれている背景・環境……………1

第2章 経営分析 12

- 1 社協を取り巻く経営環境について……………12
- 2 本会の経営状況・経営課題について……………12
 - (1) 組織……………12
 - (2) 財務……………15
 - (3) 事業……………19
 - (4) 今後、取り組むべき方向性と具体的事項……………23

第3章 計画の体系 24

- 1 計画の体系……………24
- 2 基本理念……………24
- 3 経営理念……………24
- 4 経営ビジョン……………25

第4章 経営戦略 26

- 1 基本戦略……………26
- 2 部門別取組項目……………26
 - (1) 法人経営部門……………26
 - (2) 事業部門……………45
 - 地域福祉部門……………45
 - 施設福祉部門……………55

第5章 計画の推進と評価 95

- 1 自己評価の実施……………95
- 2 公表……………95
- 3 目標申告（業績評価）……………95



第 1 章 計画の策定にあたって

1 シン・経営改善計画2022とは

本会の使命や経営理念を明示し、地域福祉を推進するために必要な人材や財務などの経営面をどのように整備するか戦略を立て、計画化するものです。以下の背景等を踏まえ、5年後に目指す社協像を明らかにします。

2 計画の期間

4年間〔令和4～7年度（2022～2025年）〕

3 本会のおかれている背景・環境

1 社会福祉法人を取り巻く環境

(1) 社会福祉法人創設の経緯

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立された法人です。昭和20年代、日本は、終戦による海外からの引揚者、身体障害者、戦災孤児、失業者などの生活困難者の激増という困難に直面しました。憲法第25条（生存権の保障）に基づく、これらの課題解決はまさに急務でしたが、戦後の荒廃の中、行政の資源は不十分であり、政府には民間資源の活用が求められました。

このため、社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体を行政（国や地方公共団体等の公的団体）としつつも、事業の実施を民間に委ね、かつ、事業の公益性を担保する方策として、行政機関（所轄庁等）がサービスの対象者と内容を決定し、それに従い事業を実施する仕組み（以下「措置制度」という。）が設けられました。そして、措置を受託する法人に行政からの特別な規制と助成を可能とするため、「社会福祉法人」という特別な法人格が活用されました。

また、憲法第89条の「公の支配」に属する法人として、行政からの補助金や税制優遇を受け一方、社会的信用の確保のため、基本的に「社会福祉事業のみ」を経営すべきという原則論の下、所轄庁の指導監督を受けてきました。このような歴史的諸制約から、社会福祉法人は民間事業者ではあるものの、行政サービスの受託者として公的性格の強い法人となり、市場原理で活動する一般的な民間事業者とは、異なる原理原則の下、発展していくことになりました。

戦後の混乱期が終わり高度経済成長期以降は、豊かさの実現を背景として、福祉サービスの供給も拡大し、新たに設けられた制度に基づく福祉サービスを実施するため、行政が措置の委託先である施設整備（受皿）を優先したため、社会福祉法人の数も同様に増加していきました。

昭和50年代から昭和60年代になると、高齢化や核家族化、女性の社会進出等を背景に、福祉ニーズが急速に増大し、少子高齢化の進展と社会保障制度の拡充が図られ、サービスの提供主体である社会福祉法人の数も急増しました。同時に、福祉サービスの受け手である利用者

は、かつてのような生活困難者ばかりではなくなり、福祉サービスはより普遍的な国民一般向けの福祉サービスへと変化していく兆しが現れていきました。

平成9（1997）年の介護保険法（平成9年法律第123号）の成立によって、「介護」は、保健医療サービスと福祉サービスが総合的に受けられるサービスとして再構築され、従来の措置制度による制限的なサービスから、保険制度による普遍的なサービスへと大きな転換を遂げました。

この中で、サービス提供の方法の基本が、行政がサービスの対象者と内容を定める措置制度から、利用者がサービスを選択して自らの意思に基づき利用する仕組み（以下「契約制度」という。）へと変更され、介護サービス事業は、サービス選択の保障を図るため、多様な経営主体により提供されることとなり、サービスの種類や内容の多様化も進みました。

介護保険法の成立等を受け、社会福祉の共通基盤制度の見直しとして、平成12（2000）年には社会福祉基礎構造改革が行われ、社会福祉法人制度についても幅広い見直しがされました。

高齢者介護の分野における措置制度から契約制度への変更、サービスの普遍化という劇的な変化は、利用者のニーズに応じたサービスの提供、事業展開、自主的なサービスの質の向上、経営の効率化・安定化といった、措置制度の下で行われていたような施設管理にはない、法人経営という視点を社会福祉法人により強く求めることとなりました。

この結果、社会福祉基礎構造改革では、自主的な経営基盤の強化、福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を内容とする社会福祉法人の経営の原則が法定されました。

社会福祉法人制度については、社会福祉基礎構造改革以降、大きな見直しは行われていませんでしたが、その後、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、次項のような社会福祉法人制度の意義・役割を問い直す厳しい指摘もされるようになりました。

（2）社会福祉法人制度改革の概要

昭和50年代以降、急速な少子・高齢化に加え、特に認知症高齢者、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。

また、経済基調の変化に伴う終身雇用慣行の変化の中で、特に若年層を中心に、失業者や非正規雇用労働者、就職困難者が増加しており、現役世代に対する社会保険や企業の福利厚生などによる支えが得られ難い傾向にあります。

公的な福祉サービスは、分野ごとに飛躍的に充実してきましたが、昨今の社会情勢の中では、制度によるサービスだけでは対応できない課題が顕在化しています。

単身高齢者に対する見守りや、ひきこもりの者に対する支援などは、かつては家族や地域共同体によるたすけあいによって対処されてきた面も多かったのですが、都市化、過疎化、若年層を中心にした都市部への人口流出や家族のつながりの希薄化の中で、地域のたすけあい機能は縮小してきています。このように、既存の制度では対応できない様々な地域課題が顕在化したため、介護保険、障害者支援、子ども・子育て支援や生活困窮者自立支援制度等において、地域における公的な福祉サービスは拡充されてきました。

他方、社会福祉法人に対しては、黒字をため込んでいるという報道がされた平成23（2011）年以降、地域ニーズへの不十分な対応、財務状況の不透明さ、ガバナンスの欠如、いわゆる内部留保問題、他の経営主体との公平性（イコールフットィング）などの指摘がされました。

厚生労働省ではこれらの指摘を踏まえ、社会福祉法人について議論がなされました。

具体的には経営組織のガバナンス、財務規律の強化、事業運営の透明性向上のほか、引き続きこれまで培ったノウハウを生かして既存の福祉サービスを担うのと同時に、非営利法人として制度や市場原理では満たされないニーズに応えることが期待されているという原点に立ち返る必要があるのではないか、ということでした。

これらのことは、平成28年改正社会福祉法において「地域における公益的な取組み」の実施に関する責務規定などとして盛り込まれています。

2 市区町村社協を取り巻く環境等

（1）全社協福祉ビジョン2020〔令和2年2月〕

全国の社会福祉組織・関係者がともに考え、2040年を見据えつつ、2030年までの取り組みの方向性を全国社会福祉協議会政策委員会が提起しています。概要は以下のとおりです。

○第1章 「全社協福祉ビジョン2020」がめざすこと

国が進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs=誰も取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指しています。

○第2章 2040年に向けた福祉を取り巻く環境

- ・2040年問題の背景にある人口構造
 - 少子高齢化、人口減少社会、団塊ジュニア世代が2040年には65歳以上になる
 - 75歳以上高齢者の全人口割合が、2040年には20%を超える
- ・単身世帯も増加し、2030年には全体の約4割になる
- ・労働力人口は急速に減少する

○第3章 「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために

社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等は、以下の取り組みを進める。

①重層的に連携・協働を深める

- ・社会福祉協議会は地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けて「連携・協働の場」になる
- ・社会福祉法人は、「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動する

②多様な実践を増進する

- ・すべての人を対象に、居宅から施設までニーズに応じて多様なサービスを開発していく

③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る

- ・働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める

・多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保の裾野を広げる

④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

・質の向上と効率性の向上を同時に求めていく
・福祉人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT等の技術の活用を進める

⑤福祉組織の基盤を強化する

・多様な資金の確保と職員の雇用の安定化を図る
・地域公益活動の促進を図り、非営利組織や企業等との協働を進める

⑥国・自治体とのパートナーシップを強める

・自治体とのパートナーシップを強化し、公的委託事業の質を確保する
・地域生活課題の解決に向け、積極的な政策提言を行う

⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

・地域住民の参加の機会の拡充に向け、信頼関係の構築と情報発信に努める

⑧災害に備える

・「災害福祉支援センター(仮称)」の設置を図り、平時から「災害派遣福祉チーム(DWAT)」の組織化を進め、災害福祉支援のネットワーク化と専門人材の養成を図る
・平時から体制整備を図るための公的資金の確保と法整備を実現する

(2) 市区町村社協経営方針〔令和2年7月 第2次改定〕

全国社会福祉協会地域福祉推進委員会が、社会福祉法や介護保険法の施行等の社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化する中で、これからの市区町村社会福祉協議会（以下「市区町村社協」という。）の理念、事業体制及び事業内容、組織等の市区町村社協の経営の基本的な考え方をまとめています。概要は以下のとおりです。

平成17年の第1次改定以降、地域生活課題の変化に伴い社協に求められる役割や期待が変化しており、「全社協福祉ビジョン2020」（令和2年2月）や、地域福祉推進委員会による「社協・生活支援活動強化方針(行動宣言と第2次アクションプラン)」（平成30年3月）等が提起されている。

これらとともに、社会福祉法人制度改革や地域共生社会の実現に向けた制度改革、新型コロナウイルス感染症の影響による地域生活課題の変化等を踏まえ、この度、地域福祉推進委員会では経営指針の改定を行った。

今日の市区町村社協は、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を発揮することが求められる。今後の組織経営においてポイントとなるのが、

- ①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）
- ②市区町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織機構の再編
- ③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働

の推進である。団塊ジュニア世代が65歳を超え、現役世代の減少が顕著になる2040年に向けて、国は社会保障・働き方改革を進めている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与えている。

今後、市区町村社協の経営において、時代の変化に合わせた新しい戦略が必要となり、その際、先ず確認し明確にしておかなければならないことは、各社協の価値観や強みは何かである。

複合化・多様化した地域生活課題の対応に向けて、地域住民やボランティア、民生・児童委員、社会福祉法人、NPO、企業さらには福祉以外の分野も含む幅広い関係者が、目指す地域の姿を共有し、それぞれの力を発揮することで地域福祉が推進されるよう、社協は「連携・協働の場」の創出・活性化に取り組む必要がある。これまでの実績と特性を生かし、協働の中核を担うと共に、セーフティネットの役割を果たせるよう経営基盤を強化することが求められる。

【市区町村社協の使命、経営理念、基本方針】

<使命>

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

<経営理念>

市区町村社協は、この使命を達成するために以下の理念に基づき事業を展開する。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自立した組織経営

<基本方針>

市区町村社協は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう積極的な情報発信を図る
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場(プラットフォーム)」としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う
- ④全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する

3 千葉市における本会を取り巻く環境

(1) 外郭団体の経営効率化・安定化に向けた取組み〔平成30年8月30日〕

千葉市は「千葉市外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」に基づき外郭団体に対して経営効率化・安定化に向けた取組みを促進し、団体の設立趣旨や基本的役割を踏まえた団体の自律的な運営をすすめています。本会に対する指針の概要は以下のとおりです。

第1 共通事項

①経営の効率化

<事業の効率化>

ア アウトソーシングの活用

間接的・定型的な業務については積極的に民間委託等を行い、経営資源を最適配分すること

イ 適正な入札・契約の執行等

可能な限り、希望型競争入札等の競争入札による手続で契約事務を行うことなど

ウ 情報システムの見直し

業務負担の軽減、情報セキュリティ対策向上等を踏まえ、情報システムを見直すこと

エ きめ細かな目標管理

例月の経営会議を実施するなど、きめ細かな目標管理を行うこと

<事業評価の実施>

事業評価にあたっては、可能な限り定量的データに基づく評価指標に対する目標値を設定し、その達成度評価等を実施すること

<収入の確保>

ア 自主事業等の展開

常に採算性を検証し、不採算事業からは撤退するなど、常に見直しを行うこと

イ 受託事業の適切な積算

団体運営に必要な間接費（一般管理費等）を考慮に入れ受託すること

ウ 寄附金・会費収入の確保

積極的な呼び掛けを行い、寄附金や会費収入の確保に努めること

②組織・運営体制

<組織の簡素化>

役員・事務局体制は、団体規模、事業内容等にふさわしいものとなるよう、定期的に見直すこと

<役員の登用>

ア 多様な人材の活用

業務執行を担う役員登用については、専門家を公募するなど、多様な人材活用を図ること

イ 市OB職員の役員就任

市OB職員を非常勤役員に就任させる場合は、余人をもって替え難いなど、例外的な場合に限られること

<経営責任の明確化>

独立法人として、代表理事及び業務執行理事の職務権限や責任の範囲を明確にすること

<職員の雇用>

ア 多様な雇用形態や勤務形態による雇用

業務内容等に応じ、多様な雇用形態を採用すること

イ 固有職員の採用

固有職員は、将来的に団体経営を担うことが期待されることから、採用については長期的採用計画を策定し行うことなど

ウ 有期労働契約の無期転換

適正な定員管理を行う必要があることから、無期転換契約は団体運営に支障がないことを明らかにした上で、人事課と協議すること

<透明性の確保>

法に基づき、団体運営の透明性を確保するため、適正に情報公開すること

<個人情報保護等>

市に準じた適切な個人情報保護措置を講ずるよう努め、情報セキュリティ対策は、必要な対策を実施するものとする。

③人事・給与

<勤労意欲を高める人事・給与制度>

能力や勤務実績を適正評価し、その成果を処遇反映し、勤労意欲を高めるような人事・給与制度の構築に取り組むこと

<給与体系>

市職員の給与体系に準拠することなく、同種・類似の事業実施団体の状況等を考慮し、団体収入を基礎とした独自かつ適正な給与体系の導入を進めること

<退職給付金引当金>

計画的に積み立て経営の適正化を進めること

<人材育成>

人材育成計画の策定に取り組むこと

④団体の資金運用

元本確保を第一として、安全・確実な運用を行い、金利変動リスクが少ない確実かつ効率的運用を行うこと

⑤経営改善計画の策定

中長期的な経営改善計画を策定し、上記のほか、次についても検討すること。

<経営方針>

具体的な取り組みを検討する上で基本となる経営方針について定めること

<経営改善に向けた課題>

経営上の課題等について明記すること

<数値目標>

取組項目ごとの目標を具体的・定量的な数値目標として設定すること

<スケジュール>

経営改善に向けた具体的な取り組みについて、スケジュールを明示すること

⑥財務に関する事項

経理規程等に従い、適切な処理を行うこと

⑦その他

<市民の利便性の向上>

市民の利便性向上に資する市の取り組みを参考にし、押印見直しなどを行うとともに、業務の効率化を図ること

<市内産業の振興>

業者選定は、入札参加資格者名簿等を参考に、原則として市内業者（千葉市内に本店又は主たる事務所を有する者）を対象とすること

<暴力団排除>

市に準じた取扱いを行い、団体の業務等から暴力団を排除するために必要な措置を講じること

<環境への配慮>

地球温暖化防止対策の一環として実施する夏期軽装による執務などにより、節電に努めることなど

第2 団体固有の個別事項

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会においては、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に向けて、地域の社協地区部会の組織化やふれあいいきいきサロン、ボランティア活動などを中心に実施してきているが、今般の少子高齢化や核家族化の進展などにより地域力は低下し、社会的孤立、児童虐待、貧困などの地域の生活課題も、深刻化、複雑化、多様化していることや、地域の担い手不足についても深刻化していること、また、国においても地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めており、地域福祉の重要な担い手である社協の活動は重要性が増してきている。そのため、社協の事業や活動の強化が必要となっている。そこで、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を図り、地域包括ケアをより推進できる体制を構築するため、地域基盤強化に努めること。

- ①「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を図るため、生活支援コーディネーターや、あんしんケアセンターの他、地域の活動団体との一層の連携を図ること。また、その中核となる個別支援を含めたコミュニティソーシャルワーカーの強化を図ること。
- ②組織の基盤強化、事業の向上を図るため、昨年度策定した「千葉市社会福祉協議会基盤強化方針」を着実に進めること。
- ③総収入に対し、依存財源比率などが高く、自主財源が少ない状況にあることから、先進事例等を調査・研究し、自主性が高められる事業等の検討を図ること。
- ④平成29年10月31日付け、29千保総第752号により本市から要請した社会福祉法人千葉市社会福祉事業団との合併の検討について、引き続き取り組むこと。

(2) 千葉市からの合併要請〔平成29年10月31日・平成31年2月18日〕

市が合併を要請した考え方は以下のとおりです。

社協は、地域福祉の中心的役割を担う法人であり、千葉市の社会福祉施策の展開に欠かせない存在であるが、組織や財政面をはじめ法人としての基盤に大きな課題がある。社協と同じ地域福祉の推進を目的とし、介護福祉や障害福祉の福祉施設サービスに強みがあり専門職を多く抱える事業団との合併が、社協の存在感を高めていくことに効果的であり、事業団にとっても、地域における助け合いや地域とのネットワーク、ボランティアの育成に強みがある社協の資源を活かした新たな自主事業の展開といったメリットがある。合併後の法人の姿として、地域包括ケアシステムの深化に向けた行政の補完的役割、地域における公益的な取り組み、財政的な自主性の向上などを求める。

〔平成29年時点の両団体の概要〕

区 分	千葉市社会福祉協議会	千葉市社会福祉事業団
所在地	中央区千葉寺町 1208-2 ハーモニープラザ内	中央区千葉寺町 1208-2 ハーモニープラザ内
設立年月日	昭和27年2月5日	昭和46年7月19日
設立目的	千葉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。	千葉市における社会福祉の増進に寄与すること（第1種及び第2種社会福祉事業ほか）。
正職員数	67人（うち市派遣2人）	226人（事務職のみ38人）
実施事業例	地区部会活動（地域ささえあい、見守り等）、ボランティアセンター、社会福祉研修センター、成年後見支援センター、心配ごと相談所、子どもルームの運営	和陽園、いきいきプラザ等高齢者施設、桜木園・療育センター等障害者施設の運営
市所管課	保健福祉局地域福祉課	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課

(3) 合併の目的、コンセプト（合併契約書）〔令和元年12月〕

市の合併要請に基づき合併協議会を設置し、同協議会における議論の後、両団体の令和元年12月理事会・評議員会において、合併契約を締結することが議決されました。

合併の目的、コンセプトについては以下のとおり整理されています。

社協の地域支援に熟達した人的資源及び地域とのつながりである社会資源並びに事業団の個別支援に熟達した人的資源及び福祉サービスを提供する社会福祉施設等の物的資源を相乗的に活かすことにより、地域に暮らす市民の個別の生活課題から地域全体の地域生活課題までを包括的に支援する体制を構築し、もって千葉市の地域福祉の推進に貢献することを目的として合併する。

新法人の目的である千葉市の地域福祉の推進において担うべき役割は、CSW機能（地域において生活課題を抱える支援を要する方の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取り組みの支援（地域支援）とを有機的に行う機能をいう）とする。新法人は、その役割を果たすため次に掲げる中核事業を行う。

- ア 新法人内部におけるチームアプローチによる包括的相談支援体制の構築及び運用
- イ アウトリーチの徹底による個別支援及び地域支援ニーズの把握
- ウ 地域生活課題を解決する仕組みづくり
- エ 支援が必要な方と共に歩み、その方らしい生き方へ導くサービスの充実

【引用文献等】

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」厚生労働省社会援護局〔平成26年7月〕

「合併検討要請」千葉市〔平成29年10月・平成31年2月〕

「外郭団体の経営効率化・安定化に向けた取組みに係る事項について〔社協版〕」千葉市〔平成30年8月〕

「合併契約書」本会・千葉市社会福祉事業団〔令和元年12月〕

「福祉ビジョン2020」全国社会福祉協議会〔令和2年2月〕

「市区町村社協経営方針」全国社会福祉協議会〔令和2年7月〕

第 2 章 経営分析

本章では経営分析と既存計画の評価を行い取組項目の棚卸しをするとともに、関連する計画の位置関係も整理します。

1 社協を取り巻く経営環境について

前章のとおり、社会福祉法人制度改革に伴うガバナンスの強化、コロナ禍や大規模災害への対応や不祥事防止等のリスク管理、人材確保・育成・定着を進めるための高度な人事・労務管理、介護報酬改定等の度重なる制度変更に応じ、会計を通じて経営実態を把握し、業績評価と意思決定を行う財務管理等、法人としての経営管理の重要性が増しています。

法人経営部門は、従来の庶務・経理といった意味での総務部門ではなく、事業全体の管理や総合的計画的な事業執行を行うためのマネジメント部門として確立する必要があります。

これらの業務にあたっては、それぞれの専門知識等が必要となるため、弁護士や公認会計士、税理士等の顧問委嘱、情報セキュリティ対策等では専門職によるコンサルテーションの支援を受けることが重要となってきています。また、法令に伴う情報公開を確実に行之、現況報告書への地域への公益的な取り組みの記載等を含め、社会福祉法人として説明責任を果たすことやホームページやSNS等を活用した情報発信に努める必要が求められています。

2 本会の経営状況・経営課題について～合併前後（H28～R2）の比較など～

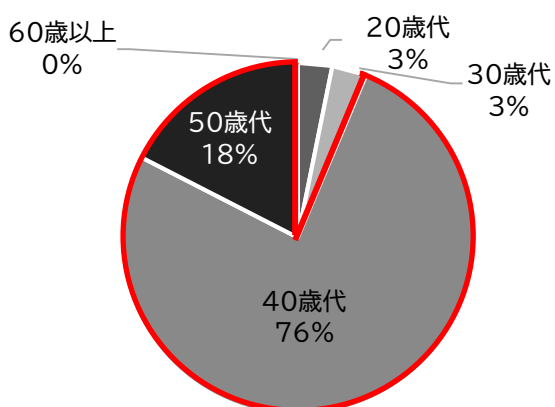
本会の状況を組織、財務、事業の3つの側面から整理したところ次の課題が明らかとなりました。

1 組織

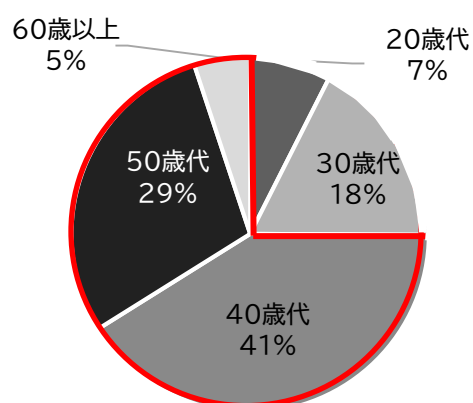
(1) 職員年齢の分布（平成28年4月と令和2年4月）

年代	平成28年4月		→	令和2年4月	
	人数	割合		人数	割合
20歳代	2	3.17%		22	7.46%
30歳代	2	3.17%		52	17.63%
40歳代	48	76.19%	合併後	121	41.02%
50歳代	11	17.46%		85	28.81%
60歳以上	0	0.00%		15	5.08%
合計	63			295	

平成28年4月（合併前）



令和2年4月（合併後）



【分析結果】

令和2年4月1日に社会福祉法人千葉市社会福祉事業団と合併したことに伴い、職員数が大幅に増加した。

【課題】

「40歳代の職員が極端に多い」という偏りがあることについては、平成28年度と比較し平準化が図られたものの、依然として20、30歳代の若年層が少ないことから、長期的な視点での採用計画を考える必要がある。

(2) 人員体制の状況 (H31 と R2)



【分析結果】

専門職が多様化したことにより、複合的な課題を抱える方への重層的な検討が可能となることが見込まれる。

【課題】

複合的な課題を抱える方の課題解決。またそのための専門職の継続的確保

(3) 拠点の状況 (H31 と R2)

合併前の拠点数は①から⑦までの7拠点であったが、合併後は⑧から⑳までの20拠点が加わった。

① 千葉市ハーモニープラザ	② 中央区事務所	③ 花見川区事務所	④ 稲毛区事務所
⑤ 若葉区事務所	⑥ 緑区事務所	⑦ 美浜区事務所	



⑧ 千葉市桜木園	⑨ 和陽園	⑩ 千葉市療育センター	⑪ 千葉市療育センターふれあいの家
⑫ 千葉市大宮学園	⑬ 千葉市中央いきいきプラザ	⑭ 千葉市蘇我いきいきセンター	⑮ 千葉市花見川いきいきプラザ
⑯ 千葉市花見川いきいきセンター	⑰ 千葉市さつきが丘いきいきセンター	⑱ 千葉市稲毛いきいきプラザ	⑲ 千葉市あやめ台いきいきセンター
⑳ 千葉市若葉いきいきプラザ	㉑ 千葉市大宮いきいきセンター	㉒ 千葉市都賀いきいきセンター	㉓ 千葉市緑いきいきプラザ
㉔ 千葉市越智いきいきセンター	㉕ 千葉市土気いきいきセンター	㉖ 千葉市美浜いきいきプラザ	㉗ 千葉市真砂いきいきセンター

拠点位置図



【分析結果】

拠点数が7カ所から27カ所へ増加した。

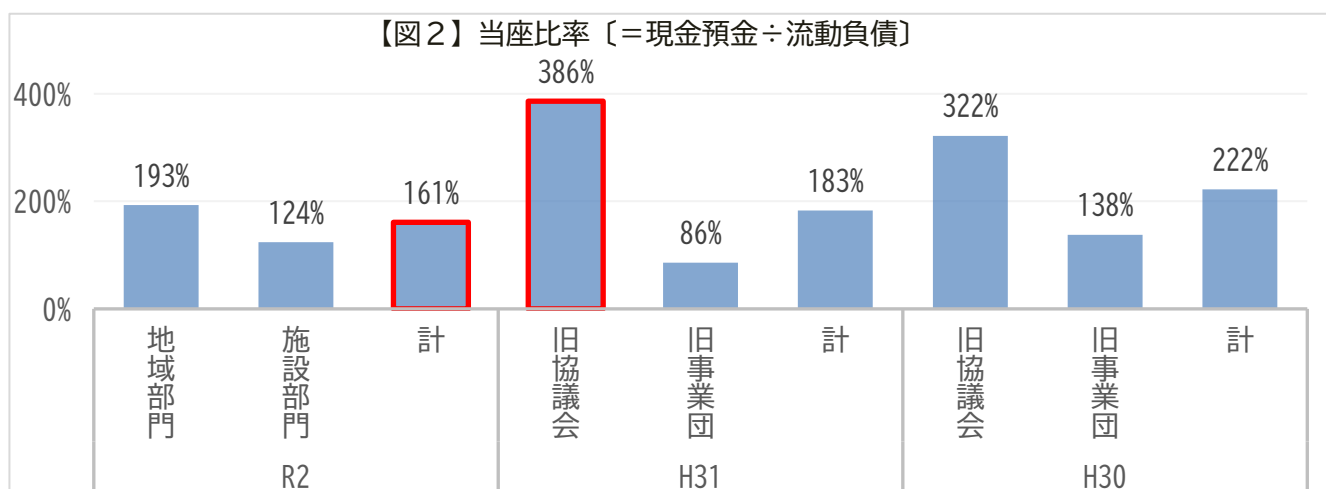
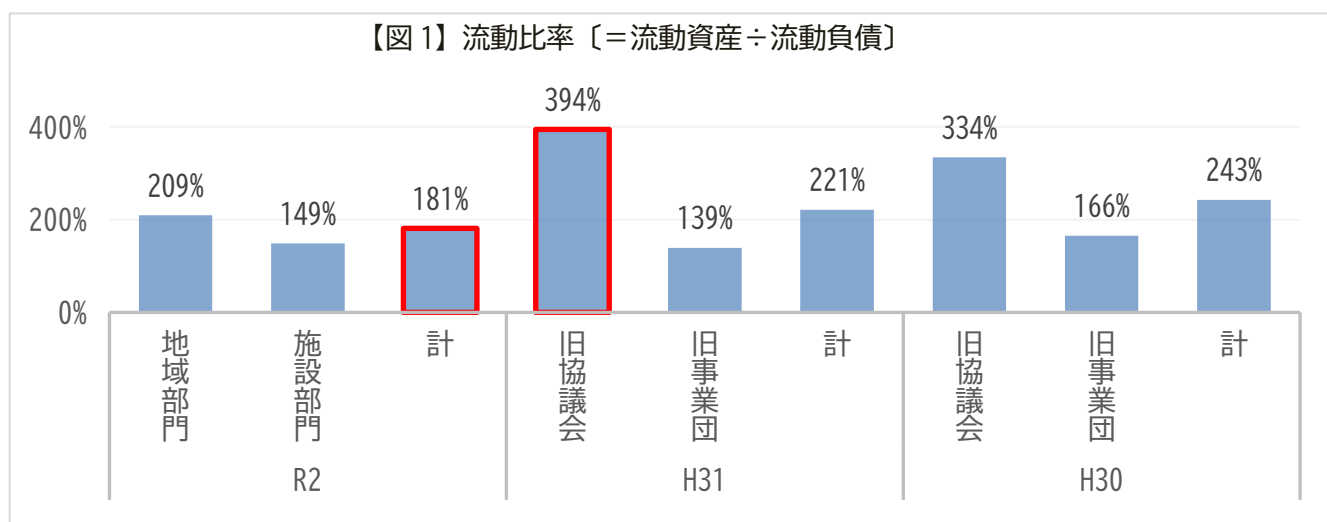
【課題】

相談支援窓口の拡充と法人実施事業の更なる周知

2 財務

財務指標は、社会福祉法人全般を対象とした福祉医療機構における分析などを参考に、指標の重要性や実施事業の種別・経営状況に応じた変動の大きさを考慮し、着目すべきものを選択し、合併前（H31）の旧協議会と合併後（R2）の計の値を比較とした。

（1）流動比率・当座比率【短期安定性】



【指標の意味】

図1は短期支払義務に対する支払能力を示すもの。本指標の値が高いほど、短期的な支払能力が高い。値が100%を下回るときは支払能力が不足しており、短期安定性を欠いている状態。図2の当座比率は、流動資産の構成比から、短期的な支払いに対し保有している現金預金での支払い可能な能力を示す指標。

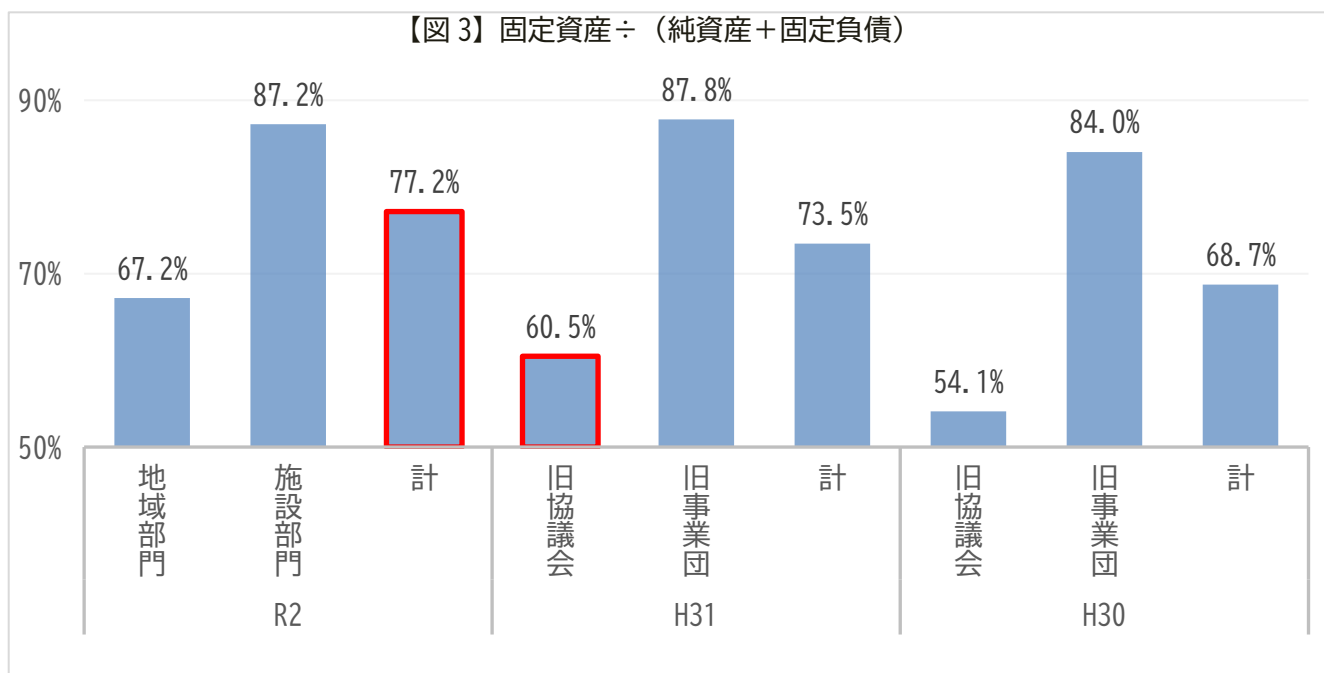
【分析結果】

合併後、流動比率は低下したものの200%近い値であり、また、当座比率から、流動負債の1年以内の返済は十分可能であると考えられ、短期的な資金繰りは比較的安定しているといえる。

【課題】

収入増による流動資産の増や、適切な固定資産の流動化・流動負債の固定化により、引き続き、短期的な資金繰りの安定を目指す。

(2) 固定長期適合率【長期安定性】



【指標の意味】

固定資産の整備に関わる資金調達バランスを示すものであり、本指標の値が低いほど長期持続性が高い。固定資産が返済不要の資金または負担の少ない資金（長期間にわたって返済する資金）によって賅われているかどうかについて、本指標の値は100%以下が望ましい。

【分析結果】

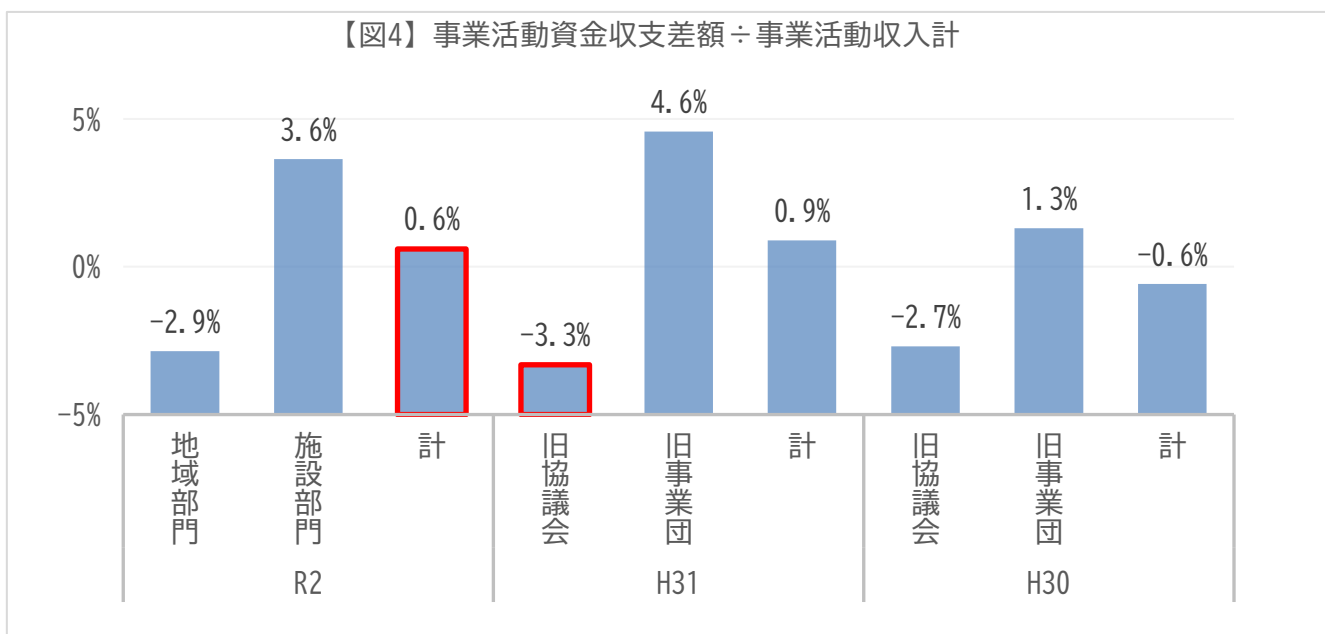
合併後、比率は上昇したが100%以下を維持しており、固定資産を安定した資金で賅っている状態。

【課題】

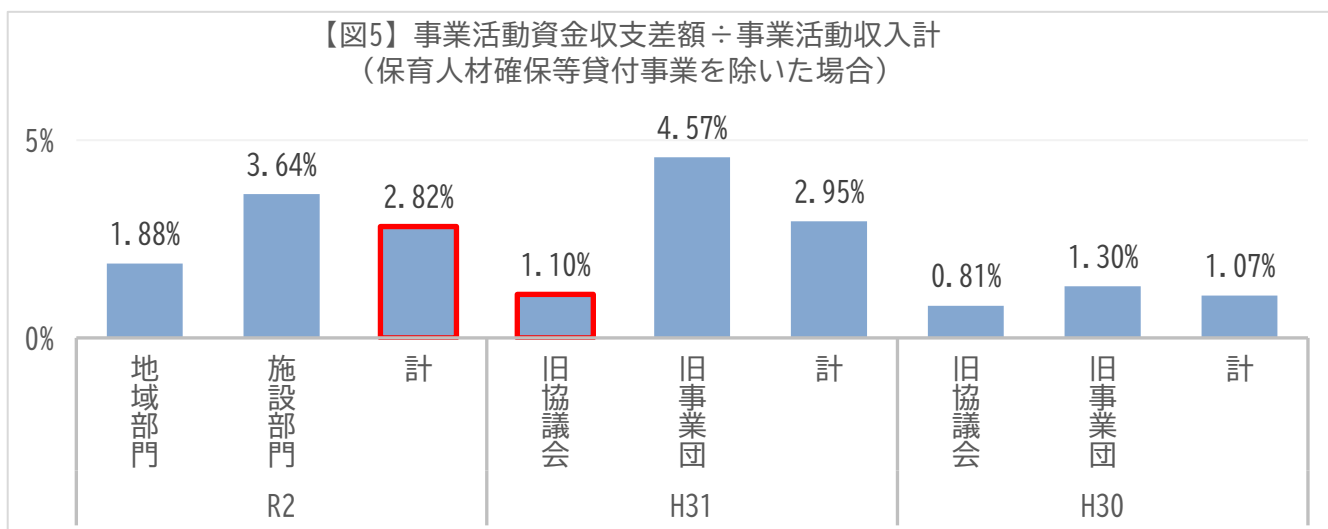
既存固定資産の有効活用や遊休固定資産の適切な整理と共に、今後の建物や設備整備に要する資金は、補助金や積立資産等の返済不要な資金や設備資金借入金などによることで、引き続き長期的な資金繰りの安定を目指す。

(3) 事業活動資金収支差額率【長期的な資金繰り・事業継続性】

【図4】 事業活動資金収支差額 ÷ 事業活動収入計



【図5】 事業活動資金収支差額 ÷ 事業活動収入計
(保育人材確保等貸付事業を除いた場合)



【指標の意味】

当年度の事業活動による資金収入と資金支出のバランスを示すもの。事業活動資金収支差額は将来への資金準備の原資となるため、一般に本指標の値はプラスであることを要する。本指標の値がマイナスの場合、前期末支払資金残高の取崩しを要し資金繰りに窮する可能性があるため、一時的な要因なのか、恒常的な要因によるものか調査・検討が必要である。

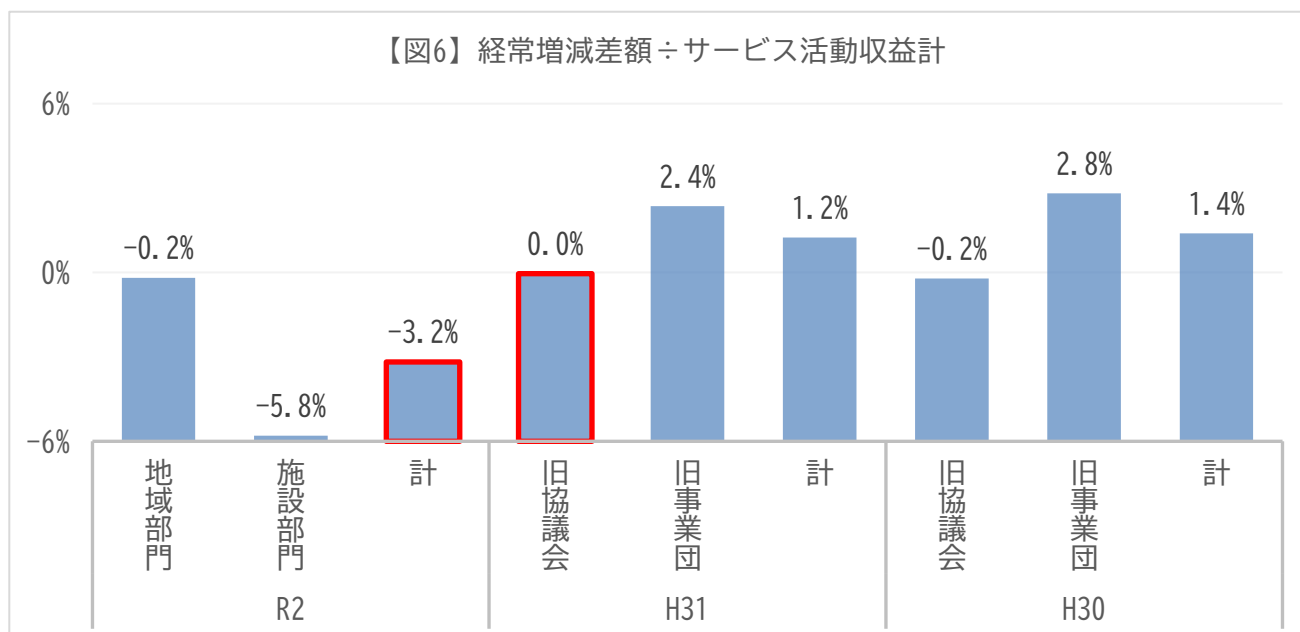
【分析結果】

合併後、比率は上昇しプラスに転じた。なお、地域部門におけるマイナス値の主な要因としては、過年度収入の市補助金を財源とする保育人材確保等貸付事業の実施に伴い、例年、前期末支払資金残高を大きく取崩していることが挙げられる。

【課題】

事業活動による収入の増及び合理的な事業運営を図り、事業活動資金収支差額のプラスを増加させることにより、法人の事業継続性及今後の施設整備に要する資金の確保を目指す。

(4) 経常増減差額率【収益性】



【指標の意味】

法人の経常的な活動による収益性を示すもの。本指標がマイナスの場合は経常活動において赤字が発生しており、将来的な財務状況の悪化につながる可能性がある。主とする事業の環境変化や突発的なサービス活動外収支の発生が無い限り、本指標が前年度と比較して大きく変動することは無い。

【分析結果】

合併後、比率は減少した。地域部門においては概ねの事業で収支差が無く、R2においても例年並み。施設部門においては例年2.6%程度のところ、R2のみ早期退職制度の該当者に係る退職給付引当金算定式の変更によりマイナスとなった。

【課題】

法人全体で例年並みの水準に戻すよう、早期退職制度に係る退職給付引当金算定式の適正性について検討すると共に、介護報酬の改定等、各事業の情勢を見極めながら合理的な事業運営を行い、安定した収益性の確保を目指す。

※図1から図6に関する補足（P15～P18）

旧協議会・・・合併前の社会福祉協議会

旧事業団・・・合併前の社会福祉事業団

地域部門・・・地域福祉部門（旧社会福祉協議会）

施設部門・・・施設福祉部門（旧社会福祉事業団）

3 事業

(1) 指定都市との実施事務事業比較

項目	千葉市	その他
地域支援分野	地区部会（67）の活動支援	各市ともほぼ同様
介護・高齢福祉分野	ふれあい食事サービス ふれあい・いきいきサロン ふれあい・散歩クラブ 見守り活動 地域支え合い活動 買物支援サービス事業 車椅子貸与事業 生活支援体制整備事業（第1層） 養護老人ホームの経営 特別養護老人ホームの経営 居宅介護支援事業 老人福祉センターの管理運営	各市とも同様の活動を支援・実施 千葉市を含め14市で実施 千葉市を含め3市で設置 千葉市のみで設置 千葉市を含め14市で実施 千葉市を含め12市で実施 在宅福祉サービス事業 有料家事援助サービス事業 移送サービス事業 地域包括支援センターの運営
子ども家庭福祉分野	ふれあい・子育てサロン 保育士就学資金貸付事業 保育補助者雇上費貸付事業 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 就職準備金貸付事業 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 交通遺児援護事業（慰問金・入学祝金支給） 放課後児童健全育成事業（子どもルーム）	各市とも同様の活動を支援・実施 各市ともほぼ同様 千葉市を含め2市で実施 千葉市を含め7市で実施 ファミリーサポートセンターの管理運営 保護者の外出支援 児童館の管理運営 園児の迎え、預かり 子育て支援事業補助
障害福祉分野	障害児入所施設の管理運営 障害児通所支援事業 児童発達支援事業 就労移行支援事業 就労継続支援事業B型 障害児相談支援事業 特定相談支援事業 身体障害者福祉センターの管理運営	千葉市のみで実施 千葉市のみで実施 千葉市のみで実施 千葉市を含め2市で実施 千葉市を含め2市で実施 千葉市を含め5市で実施 千葉市を含め5市で実施 千葉市を含め3市で実施 障害者移動支援事業 障害者福祉サービス事業 地域生活支援事業 ガイドヘルパー派遣 手話通訳事業

項目	千葉市	その他
ボランティア分野	ボランティアセンターの運営（7か所） ボランティアの育成・紹介 ボランティアグループへの助成 災害ボランティアセンター設置訓練 ボランティア活動推進協力校への支援 福祉教育の促進（小学生向け福祉冊子の配布等） 福祉の体験学習機会の提供（福祉用具貸出等）	すべての社協で設置 各市ともほぼ同様
権利擁護分野	日常生活自立支援事業 成年後見に関する取組み	すべての社協で実施 すべての社協で実施
生活困窮分野	成年後見事業 生活福祉資金貸付事業 生活困窮者自立支援事業 千葉市子どもナビゲーター事業	2市を除きすべての社協で実施 すべての社協で実施 千葉市を含め10市で実施 千葉市のみで実施
団体事務局	民児協事務局 赤十字奉仕団事務局 共同募金事務局	千葉市を含め13市で設置 千葉市を含め3市で設置 千葉市を含め18市で設置

【分析結果】

各事業の全体（基本的な事業）を比較すると概ね各政令市ともに横並びとなっています。平成28年の基盤強化方針策定時は介護保険分野や障害福祉分野の取り組みが極めて少ない状況でしたが、令和2年4月に旧事業団と合併したことに伴い両分野の事業が大幅に拡充されました。ただ、依然として子ども家庭福祉分野の取り組みは少ない状況となっています。

(2) 合併前後の実施事務事業比較 (H28 と R2)

項目	<合併前> H28年度(2016)	<合併前> R2年度(2020)
地域支援分野	地区部会(68)の活動支援	地区部会(67)の活動支援
介護・高齢福祉分野	ふれあい食事サービス ふれあい・いきいきサロン ふれあい・散歩クラブ 見守り活動 地域支え合い活動 買物支援サービス事業 生活支援体制整備事業(第1層) 車椅子貸与事業	ふれあい食事サービス ふれあい・いきいきサロン ふれあい・散歩クラブ 見守り活動 地域支え合い活動 買物支援サービス事業 生活支援体制整備事業(第1層) 車椅子貸与事業 養護老人ホームの経営 特別養護老人ホームの経営 老人居宅介護等事業 老人短期入所事業 居宅介護支援事業 老人福祉センターの管理運営 老人デイサービスセンターの経営 千葉市いきいきセンターの管理運営 おゆみ野ふれあい館の管理運営
子ども家庭福祉分野	放課後児童健全育成事業(子どもルーム) ふれあい・子育てサロン 交通遺児援護事業(慰問金・入学祝金支給) 心身障害児福祉事業(慰問金支給) 保育士就学資金貸付事業 保育補助者雇上費貸付事業 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 就職準備金貸付事業 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	放課後児童健全育成事業(子どもルーム) ふれあい・子育てサロン 交通遺児援護事業(慰問金・入学祝金支給) 心身障害児福祉事業(慰問金支給) 保育士就学資金貸付事業 保育補助者雇上費貸付事業 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 就職準備金貸付事業 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
障害福祉分野	心身障害児福祉事業(慰問金支給)	心身障害児福祉事業(慰問金支給) 障害児入所施設の管理運営 医療型短期入所事業 障害児通所支援事業 日中一時支援事業 児童発達支援事業 放課後等デイサービス 就労移行支援事業 就労継続支援事業B型 障害児相談支援事業 特定相談支援事業 身体障害者福祉センターの管理運営 千葉市発達障害者支援センターの管理運営 千葉市療育センター心身障害児総合通園センター療育相談所の管理運営 千葉市ハーモニープラザの管理運営

項目	<合併前>	
	H28年度(2016)	R2年度(2020)
ボランティア分野	ボランティアセンターの運営(7か所) ボランティアの育成・紹介 ボランティアグループへの助成 災害ボランティアセンター設置訓練 ボランティア活動推進協力校への支援 福祉教育の促進(小学生向け福祉冊子の配布等) 福祉の体験学習機会の提供(福祉用具貸出等)	ボランティアセンターの運営(7か所) ボランティアの育成・紹介 ボランティアグループへの助成 災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制整備訓練 ボランティア活動推進協力校への支援 福祉教育の促進(小学生向け福祉冊子の配布等) 福祉の体験学習機会の提供(福祉用具貸出等) 大学と地域の連携の促進
権利擁護分野	日常生活自立支援事業 成年後見事業	日常生活自立支援事業 成年後見事業
生活困窮分野	生活福祉資金貸付事業 生活困窮者自立支援事業 緊急一時的な食糧支援事業	生活福祉資金貸付事業 生活困窮者自立支援事業 緊急一時的な食糧支援事業 千葉県子どもナビゲーター事業
団体事務局	民児協事務局 赤十字奉仕団事務局 共同募金事務局	民児協事務局 赤十字奉仕団事務局 共同募金事務局

【分析結果】

これまで介護保険分野や障害福祉分野の取り組みが極めて少ない状況でしたが、令和2年4月に旧事業団と合併したことに伴い定款上の事業数が、合併前の20事業から合併後38事業に増加しました。

【課題】

(1)、(2)ともに、法人内部連携強化による専門分野の多様性を活かした包括的相談支援体制の構築・運用が求められています。

4 今後、取り組むべき方向性と具体的事項

前記1～3で述べた組織面、財務面、事業面について、以下の課題を把握することができました。

経営改善の方向性を考える上では、これらに社協への期待や求められる責務を踏まえて、既存の各計画の〔評価結果〕、合併コンセプト〔旧事業団との合併時に整理した4つの中核事業〕を考慮する必要があります。

- 〔組織面〕 合併により、専門職の多様化や拠点数の大幅な増加という組織体制の変化が起こった。社会福祉協議会は地域の生活課題解決を進めることが期待されており、この特徴の変化を活かし、後述する合併コンセプトの推進を図る必要がある。
- 〔財務面〕 財務規模は2倍となったが、その多くは用途の定められた積立金であり、事業に投資できる資金が新たに増えた訳ではない。また、将来の施設建て替えや大規模修繕に備え、引き続き安定した経営を維持し、今後も必要な経費を積み立てていく必要がある。
- 〔事業面〕 市内における本会事業の裾野の広がりや専門分野の多様性を活かすためには法人内部における連携強化が極めて重要であり、地域福祉部門と施設福祉部門で一体感をもった法人運営が必要である。

〔基盤強化方針（計画期間：平成29～令和3年度（令和2年度末時点））の評価〕

令和2年度の進捗状況は、取組項目数42に対し、順調な取組みが10（23.8%）、遅れが見られる取組みが8（19.0%）、未着手の取組みが4（9.5%）である。また、旧事業団との合併に伴い当初の取組項目内容が変容したものやコロナ禍の環境因子等で評価できない取組みが6（14.3%）、終了した取組みは14（33.3%）となっている。「I 協議体の再構築」などは、取組みが終了しているが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金特例貸付窓口対応のための職員配置体制整備や感染予防対策の対応に追われたこともあり、「VI 人材育成」等の取組区分において、遅れや未着手が見られる。

〔旧事業団経営改善計画（計画期間：平成29～令和3年度（令和2年度末時点））の評価〕

令和2年度の進捗状況は、取組項目数40に対し、順調な取組みが10（25.0%）、遅れが見られる取組みが28（70.0%）、未着手の取組みが1（2.5%）、評価外1（2.5%）となっている。新型コロナウイルス感染症の影響による施設休館や行動制限により、遅れ・未着手項目の解消に至っていない。「I 人事」や「VI 指定管理事業」の取組区分において、遅れの取組項目が見られる。

〔合併コンセプト〕

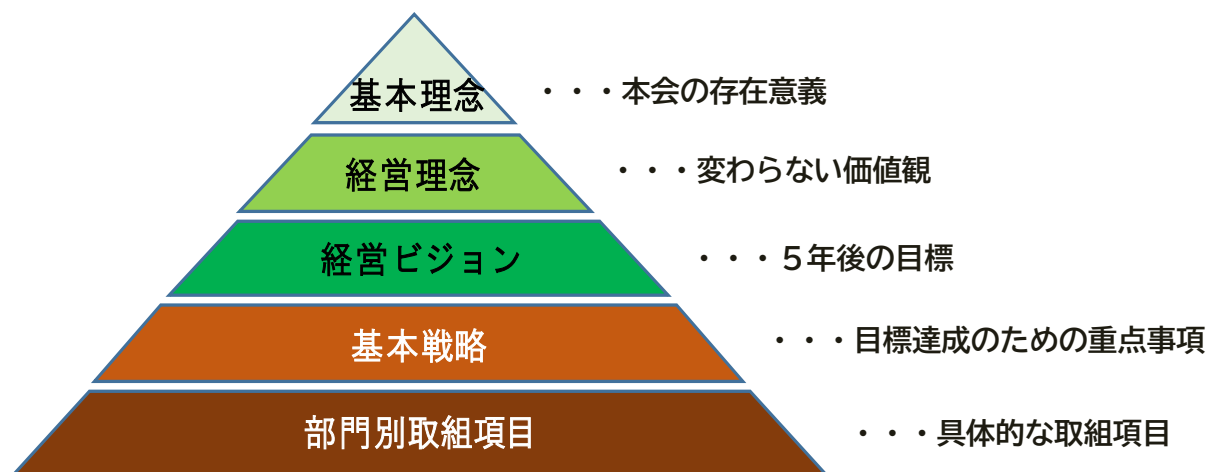
- (1) 新法人内部におけるチームアプローチによる包括相談支援体制の構築及び運用
- (2) アウトリーチの徹底による個別支援及び地域支援ニーズの把握
- (3) 地域生活課題を解決する仕組み
- (4) 支援が必要な方と共に歩み、その方らしい生き方へ導くサービスの充実

以上を踏まえながら、次章以降では経営改善に向けた体系を再構築し、既存の取組項目を見直し、具体的な取り組みを策定していきます。

第 3 章 計画の体系

1 計画の体系

〔図〕 計画の体系



2 基本理念

誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる

「共に手を携える地域社会の実現」

を目指します。

3 経営理念

本会はこの基本理念を達成するために、合併コンセプトの要素に、地域住民主体の地域福祉推進と本市における社会福祉事業の担い手として地域とともに歩む施設づくりの促進、さらには、SDGsの視点を加えた以下の理念に基づき、法人を経営していきます。

- (1) 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による地域生活課題解決の促進
- (2) 誰もが人格と個性を尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- (3) 持続可能で責任ある自律した組織経営

地域福祉部門と施設福祉部門が持つ資源と強みを活かした人材面や財政面での相乗効果を得られるよう、5年後には次の状態を目指します。

(1) 組織の基盤強化

ア 自律した組織経営

持続可能で自律した組織経営を行うための新たな財政運営方針を構築する。

イ 人材育成の着実な遂行

人材育成計画を見直し、人事考課制度、目標申告制度の定着を図るとともに、職員研修の充実・強化を図る。

ウ 危機管理への対応

情報セキュリティ対策の強化、事業継続計画（BCP）の策定、感染症対策などのリスク管理体制を整える。

(2) 社協らしさと合併効果を活かした新たな事業等への取り組み

協議体のリーダーとしての役割と合併後の専門分野の多様性を活かしたコミュニティソーシャルワーク機能を拡充します。また、施策の方向性を注視しつつ、重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立支援制度等に能動的に取り組んでいく。

(3) 事業の見える化

社協の実施事業をホームページ、広報紙やSNS等を活用し効果的にPRし、社協や社協が取り組む事業について広く周知を図る。

〔表〕 参考：新旧計画の記述範囲

区分	旧社協計画(～R3)	旧事業団計画(～R3)	社協(R4～)
【法人経営部門】	基盤強化方針 H29～R3	旧事業団 経営改善計画 H29～R3	新経営改善計画2022 R4～7(2022～2025)
【介護・生活支援部門】			
【地域福祉活動推進部門】	地域福祉活動実施計画 H30～R3		第7次地域福祉活動 計画 R4～8(2022～2026)
【相談支援・権利擁護部門】			

第 4 章 経営戦略

1 基本戦略

経営ビジョンを踏まえ、法人組織の基盤を強化し、以下へ優先的に資源を投入します。

- (1) 専門分野の多様性を活かした包括的相談支援体制の構築・運用
- (2) 現場主義に徹した個別支援・地域支援ニーズの把握
- (3) 他の主体では取り組みにくい、または取り組まない地域生活課題に基づいたサービス・活動の創出

2 部門別取組項目

基本理念、経営理念、経営ビジョン及び基本戦略を踏まえ、5年後に目指す状態に至るための具体的な取り組みを次のとおり定めます。

(1) 法人経営部門

基本戦略に基づく人材育成、コミュニティソーシャルワーク機能強化のための部門間交流を行うとともに、デイサービスの安定した経営及び和陽園再整備積立金の確保に努めます。また、地域福祉推進のための課題解決や財源確保のため、千葉市等との協議を進めます。

区分1：経営・財務運営		
1	経営・企画・財務部門の強化	P 28
2	民間財源の安定的確保	P 29
3	公費財源のあり方の見直し	P 30
4	事業収入の安定的確保	P 31
区分2：法人組織運営		
5	中長期人材採用計画の策定	P 32
区分3：人事・労務		
6	地域福祉部門及び施設福祉部門の人事交流の実施と職務分類の整理	P 33
7	職場環境整備（メンタルヘルスケアの充実等）	P 34
区分4：給与制度の検証		
8	専門性の高い職務に係る処遇改善の検討	P 35
区分5：人材育成及び能力開発の推進		
9	人材育成・職員研修の充実	P 36
10	業務上必要な資格の取得促進	P 37
11	人事考課制度の検証	P 38
12	目標申告・育成指導の実施	P 39
区分6：危機管理対策の拡充		
13	業務継続計画（BCP）の策定	P 40
14	情報セキュリティ対策の実施	P 41
15	感染症対策の実施	P 42
区分7：広報戦略、効果的な事業実施の検討		
16	効果的な広報戦略の策定	P 43
17	市との協議や効果的な事業実施のための要望活動	P 44

1 経営・企画・財務部門の強化

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	地域福祉部門と施設福祉部門の連携強化による合併相乗効果を発揮するとともに、社協らしさを踏まえた事業の企画運営ができるよう経営企画部門を強化する。	
現状及び課題とした理由	法人内の業務配分、人員配置、資金計画等の適正化を図る部署の権限が不明確であるとともに、人員体制が整っていないため。	
目 標	令和7年度までに、経営企画部門の権限強化及び相応の人員配置を行い、合併相乗効果を発揮できる企画や法人の大きな方向性を示すことができるようにする。	
対 策	経営企画部門の人員体制強化。役員及び法人経営を熟知したプロパー職員を中心とした会議体において、管理者層の意見を募った上で意思決定を行う。(政策決定会議の開催)	
工程・目標値等	令和4年度	政策決定会議 年4回開催
	令和5年度	政策決定会議 年4回開催
	令和6年度	政策決定会議 年4回開催
	令和7年度	政策決定会議 年4回開催

2 【地域福祉部門】 民間財源の安定的確保

所 管：総務企画課
実施主体：各部署・施設

課 題	既存事業の拡充、新規事業の財源確保のため、自由度の高い民間財源の増収を図る必要がある。	
現状及び課題 とした理由	社協会費や共同募金配分金等の民間財源は、町内自治会の加入率低下等により、現状維持が困難となることが想定される。	
目 標	会費収入や共同募金配分金収入を維持できるよう努めるとともに新たな財源を見出し、民間財源の安定的確保を図る。 ・新たな財源開拓 令和7年度 4件 ※延べ件数	
対 策	社協会費収入及び共同募金配分金収入はコロナ禍前の額に回復できるよう努めるとともに、他都市の社協等を参考にし、新たな資金確保のための財源開拓を年最低1件に行い、実施に向けた具体的検証を行う。	
工程・目標値等	令和4年度	新たな財源開拓及び検証 1件以上
	令和5年度	新たな財源開拓及び検証 1件以上
	令和6年度	新たな財源開拓及び検証 1件以上
	令和7年度	新たな財源開拓及び検証 1件以上

3 【部門共通】公費財源のあり方の見直し

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	千葉県と協議の上、公費財源のあり方を見直し地域福祉推進のために受託事業等の剰余金が活用できるようにするなど、自由度の高い財源の確保を図る必要がある。	
現状及び課題 とした理由	法人運営に要する公的財源の補助率は、「対象経費に充てるべき会費その他の収入額を控除した額の10/10」で、自主財源を優先的に充当する仕組みとなっており、貯えができない作りであるため。	
目 標	令和7年度までに、法人運営に要する補助金のあり方を整理するとともに自由度の高い財源確保を行う。	
対 策	令和7年度までに、千葉県と協議の上、以下の課題解決に努める。 ・人件費及び運営管理費の運用方法の見直し ・地域福祉及び施設福祉部門の間接費割合の統合	
工程・目標値等	令和4年度	以下について市と検討・協議を行う。 ステップ1 管理部門職員人件費の財源検証
	令和5年度	以下について市と検討・協議を行う。 ステップ2 人件費完全補助金化と運営管理費自主財源化の検討
	令和6年度	以下について市と検討・協議を行う。 ステップ3 間接費割合統合のための市保健福祉局内調整依頼
	令和7年度	実施のため最終調整

4 【施設福祉部門】 事業収入の安定的確保

所 管：総務企画課

実施主体：いきいきプラザ・和陽園他各事業所・施設

課 題		事業収入の安定的確保(いきいきプラザ内デイサービスセンター)
現状及び課題 とした理由		・他事業者との競合や新型コロナウイルス感染症の影響下において、デイサービスセンター全体の稼働率はマイナス傾向にあるため、経営上の観点から、安定した事業収入の確保は、喫緊の課題と考える。
目 標		・いきいきプラザ内デイサービスセンター事業収入の安定確保並びに3施設の収支黒字化を目指す。
対 策		・各デイサービスセンターの四半期ごとの収支に関わる会議体を設け、収支改善に向けた助言を行う。
工程・目標値等	令和4年度	・収支説明会議 四半期ごと年4回開催
	令和5年度	・収支説明会議 四半期ごと年4回開催
	令和6年度	・収支説明会議 四半期ごと年4回開催
	令和7年度	・収支説明会議 四半期ごと年4回開催

5 中長期人材採用計画の策定

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	事務職員に係る年齢偏在を是正し、組織継続性を確保する必要がある。
現状及び課題 とした理由	本会の職員年齢構成はベテラン層(40歳以上)に集中しており、事務職では中間層(30歳代)の不在が著しい。組織継続性の確保には職員年齢の偏在解消が必須であると考えため。
目 標	令和8年度までに以下の職員を採用することを含めた中長期人材採用計画を策定する。 ・事務職4人※延べ人数
対 策	退職予定者の前倒補充に向けた事前協議を千葉市と行うなど、早期の採用に向けた取り組みを行う。
工程・目標値等	令和4年度 中長期人材採用計画の策定 事務職 採用1人
	令和5年度 事務職 採用1人
	令和6年度 事務職 採用1人
	令和7年度 事務職 採用1人

6 地域福祉部門及び施設福祉部門の人事交流の実施と職務分類の整理

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	部門間人事交流に係る計画を策定し実施するとともに、両部門の職名と職級の整合を図る必要がある。	
現状及び課題 とした理由	両部門の人事交流は令和4年度から実施するとしていたが、現時点で具体的計画は策定されていない。 また、合併効果の発現に向け、両部門で各々培われた見識を活かすことができるようにするため、両部門で相違する職務・職級の整理を行う必要がある。	
目 標	両部門併せて以下の人数を交流させるとともに職務・職級表(仮称)を作成する。 ・管理職 18人以上 ※延べ人数 ・非管理職 18人以上 ※延べ人数	
対 策	円滑な交流を図るため、両部門の業務内容及び職務、職級を精査し、整理を図る。	
工程・目標値等	令和4年度	・管理職 2人以上 ・非管理職 2人以上 ・職務における職級の整理
	令和5年度	・管理職 4人以上 ・非管理職 4人以上 ・職務・職級表(仮称)の作成
	令和6年度	・管理職 6人以上 ・非管理職 6人以上 ・職級の反映(実施/完了)
	令和7年度	・管理職 6人以上 ・非管理職 6人以上

7 職場環境整備（メンタルヘルスケアの充実）

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題		こころの健康状態が悪化する前に気軽に相談できる仕組みづくりや復職前の段階的な職場復帰訓練の仕組みを検討するとともに、復職者受入部署における対応方法の理解を図る必要がある。
現状及び課題 とした理由		こころの健康状態の悪化を未然に防ぐ仕組みと復職者受入側の態勢整備が不十分なため。
目 標		次の仕組みをつくり稼働させる。 ア 気軽に相談できる場所(外部産業医の拡充) イ 復職前の段階的な職場復帰訓練 ウ 復職後のアフターケア エ メンター制度
対 策		ア 産業医及び保健師等によるメンタル相談窓口の設置(外部産業医の設置(施設福祉部門)) イ 復職前の段階的な職場復帰訓練の方法の制度化、周知 ウ 復職後の支援体制の検討 エ メンター制度の実施検討
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	目標ア～エに係る仕組みづくりの検討及びアの予算措置
	令和5年度	アの実施及びイ・ウ・エの段階的な実施
	令和6年度	ア～エの実施
	令和7年度	ア～エの継続実施、問題点の検証及び仕組みの見直し

8 専門性の高い職務に係る処遇改善の検討

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題		他の職員と比較し、一定以上の責務・業務を担っている職種について職務に見合った調整額の導入を検討する必要がある。
現状及び課題とした理由		現状では手当等が付与されていないCSW任命職員等について、部門間人事交流を踏まえ、他の専門職との比較等により、調整額の導入を検討する。
目 標		CSW任命職員等の職務について適正に評価する。
対 策		職務内容を整理し、調整額または特殊勤務手当の導入等について検証する。
工程・目標値等	令和4年度	CSW任命職員等の選任方法やあり方について、現状と課題を整理する。
	令和5年度	CSW任命職員等が、調整額や特殊勤務手当が適用される職員と同様の職種にあたるか検証する。
	令和6年度	検討結果の実施
	令和7年度	検討結果の実施

9 人材育成・職員研修の充実

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題		法人全体の育成方針、目指すべき職員像を描いた人材育成計画及びそれに基づく階層ごとに履修すべき研修を明示する体系的な研修計画を作成する必要がある。また、人材育成のための補完的な仕組みづくりの検討も行う。
現状及び課題 とした理由		法人全体の育成方針を示すものがなく、部門、施設単位や上席の判断が用いられることもあり、育成方法が確立されていない部署もある。育成方針を明らかにし、法人の財産である人材を積極的に育成していきたいため。
目 標		法人全体の人材育成に係る柱となる育成方針を策定。目指すべき職員像を明確にし、階層ごとの求められる能力やスキルの提示、方針に基づいた体系的な人材育成計画を設定できるように、育成を推進する体制を整える。
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・合併後の新たな社協職員像を決める。 ・理想とする社協職員像を目指した育成方針を決める。 ・新たな仕組みの項目立てをし、関係所管と協議する。 ・人材育成計画を推進する体制を整備する。
工 程・目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成計画を策定・推進する体制づくり(推進委員会の設置)。 ・合併後の新たな社協職員像の明確化。 ・階層ごとの必要な能力・スキルの明確化。 ・育成方針の決定。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・育成方針に基づいた、人材育成計画を策定。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・育成計画に基づいた育成の開始。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会による人材育成計画の実績確認と見直し。(毎年度)

10 業務に係る資格の取得促進

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	高齢・障害・子ども分野等の横断的、かつ、生活困窮等の複合的な課題に対し多様なアプローチが求められるようになったため、職員が持つ業務に必要な最低限な資格に加え、業務能力の向上を目指した資格の取得を促す。					
現状及び課題とした理由	これまでは、職種の枠を超えた業務に必要な資格取得を推進してきたが、法制度が変わり、それらの資格を一様に取得することに制限がかかったため。					
目 標	当該計画では以下の項目での取得を目標とする。					
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・資格助成制度の拡充 ・資格取得希望者への業務配分配慮 					
取得資格名	介護予防指導士 (資格取得者数 /正職指導員)	介護福祉士 (資格取得者数 /正職介護員)	社会福祉主事 (資格取得者数 /正職事務職)	社会福祉士・ 精神保健福祉士 (資格取得者数/ 正職指導員及び事 務職)	認定看護師・ 専門看護師 (資格取得者数 /正職看護師)	
<現取得者数> 令和3年度	19人 (35.2%)	39人 (90.7%)	89人 (82.4%)	44人 (27.2%)	0人 (0%)	
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	23人 (42.6%)	40人 (93.0%)	94人 (87.0%)	46人 (28.4%)	0人 (0%)
	令和5年度	27人 (50.5%)	41人 (95.3%)	99人 (91.7%)	48人 (29.6%)	0人 (0%)
	令和6年度	31人 (57.4%)	42人 (97.7%)	104人 (96.3%)	50人 (30.9%)	0人 (0%)
	令和7年度	35人 (64.8%)	43人 (100%)	108人 (100%)	52人 (32.1%)	1人 (3.2%)

1 1 人事考課制度の検証

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	目指すべき社協職員像をベースにした新たな人材育成計画に連動する人事考課制度へと見直す必要がある。また、適正に職務を遂行するための基準を示し、それに基づいた評価を実施し、個人の職務遂行能力の評価とレベルアップを図る。	
現状及び課題 とした理由	合併後の人材育成計画が策定されていないことから、人事考課制度と人材育成計画との連動が不明確となっているため。	
目 標	人事考課によって得られた情報をもとに、部下指導や研修、自己啓発等の人材育成、職務分担や配置・異動等の人材活用、賞与や昇給、昇格への公正な処遇等を行い、職員一人ひとりの能力を最大限に開発・活用し、組織の活性化や運営の効率化を図る。	
対 策	目標申告やチャレンジシート作成により職員の意識向上と動機付けの実施。面接により目標や課題に対する共通認識の保持。日常業務での行動や成果記録により現状を把握することで、効果的な育成指導による能力向上と、考課結果(成果)に対する処遇反映(インセンティブの付与)による意欲向上。継続的な人事考課表の見直し。	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・考課者への人事考課研修の実施 ・管理職への前年度考課結果の処遇反映のための人事考課開始
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・考課者への人事考課研修の実施 ・管理職の勤勉手当に対して前年度考課結果の反映 ・非管理職職員への前年度考課結果の処遇反映のための人事考課開始
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・考課者への人事考課研修の実施 ・管理職の昇給・昇格に対して前年度考課結果の反映 ・非管理職職員の勤勉手当に対して前年度考課結果の反映
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・考課者への人事考課研修の実施 ・非管理職職員の昇給・昇格に対して前年度考課結果の反映

1 2 目標申告・育成指導の実施

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	非管理職を含め、当初面談による目標設定と定期的な面談による人材育成を図る必要がある。	
現状及び課題とした理由	目標申告に基づく育成指導の仕組みが法人全体に制度として定着していないことから。	
目 標	重点課題やその上位目標に基づき、目標申告や所属長による育成指導を通じて、目的意識の浸透を図ることで、関係部門の組織資源(人、設備、予算、情報等)を有効かつ効率的に活用し、職員の能力を引き出し、戦力化しつつ、年次課題・目標の達成を促す。	
対 策	各所属内において所属の方針や課題及び各職員の役割等について確認し、所属としての組織目標や各職員の役割等の共通認識を図る。また、上司と部下が面接において良く話し合い、目標の達成状況の確認、業務の改善、能力開発、次年度の目標設定について双方が合意確認する。	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・非管理職への目標申告制度(チャレンジシート)の導入について検討 ・年3回以上の面接を実施し育成指導を行う
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・非管理職へ目標申告制度(チャレンジシート)を導入しその達成状況を人事考課及び育成指導の参考とする ・年3回以上の面接を実施し育成指導を行う
	令和6年度	全職員への目標申告(チャレンジシート)の実施及び目標申告(チャレンジシート)の達成状況に基づく人事考課及び年3回以上の面接による育成指導を行う
	令和7年度	全職員への目標申告(チャレンジシート)の実施及び目標申告(チャレンジシート)の達成状況に基づく人事考課及び年3回以上の面接による育成指導を行う

1 3 業務継続計画（BCP）の策定

所 管：総務企画課

実施主体：各部署・施設

課 題	災害や不測の事態でも重要業務を中断させず、または必要なレベルで継続し、早期に復旧できるよう、介護保険施設及び障害給付施設の拠点を含め、総合的な業務継続計画(BCP)を速やかに策定する必要がある。	
現状及び課題 とした理由	災害時に優先的に実施すべき業務が未整理であり、適切な事業継続に支障をきたす恐れがあるため、業務の棚卸しと業務継続計画(BCP)の策定が望まれる。	
目 標	災害や感染症のまん延等、不測の事態が発生しても、重要な業務や福祉サービスを中断させることなく、可能な限り利用者や市民の生活を守るとともに、緊急時に迅速な対応ができる体制を構築する。	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画が形骸化しないように定期的な見直しを図る。 ・職員の防災意識の向上や、全体的な災害対応の認識の統一につなげるため職員研修(BCP訓練等)を実施する。 	
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の総合的な業務継続計画(BCP)を策定する。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修(BCP訓練等)を年1回以上実施する。 ・各拠点ごと(介護保険施設及び障害給付施設)の業務継続計画(BCP)を策定する。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の変化や時勢に合わせ総合的な業務継続計画(BCP)の見直しを行う。 ・職員研修(BCP訓練等)を年1回以上実施する。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画(BCP)の改訂版を策定する。 ・職員研修(BCP訓練等)を年1回以上実施する。 ・体制の変化や時勢に合わせ各拠点ごと(介護保険施設及び障害給付施設)の業務継続計画(BCP)の見直しを行う。

1 4 情報セキュリティ対策の実施

所 管：総務企画課

実施主体：各部署・施設

課 題	情報セキュリティ強化に向けた技術的対策および内部研修の実施	
現状及び課題 とした理由	外部からの脅威や社内重要書類の持ち去り、職員の人為的な操作等による情報漏洩リスク、ウイルス感染リスクの低減に向けて、より強固なセキュリティ対策を講じる必要があるため。	
目 標	情報漏洩の事故発生時において、その被害を最小限に留めるための対策強化と原因究明に向けた管理体制が構築出来ていること。	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・各職員のITスキルに依存せず、未知の脅威からPCを保護するセキュリティソフトを導入する。また、クラウドストレージサーバー(以下、「クラウド」という。)によるデータ管理および無線LANによる環境整備について検討する。 ・最新の脅威動向に対する情報収集、研修を継続的に実施し、事故を未然に防ぐ意識の向上と知識の取得を図る。 	
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティソフトを全PCへ導入するほか、クラウドによるデータ管理および社内無線LAN化の検討。 ・研修を年2回実施し、アンケート理解度を5段階評価で3以上とする。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の脅威に対する強化策の検討を行うほか、クラウドによるデータ管理および社内無線LAN化の継続的な検討又は一部導入。 ・研修を年2回実施し、アンケート理解度を5段階評価で3以上とする。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の脅威に対する強化策の検討を行うほか、クラウドによるデータ管理および社内無線LAN化の継続的な検討又は導入の拡大。 ・研修を年2回実施し、アンケート理解度を5段階評価で3以上とする。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の脅威に対する強化策の検討を行うほか、クラウドによるデータ管理および社内無線LAN化の継続的な検討又は導入の拡大。 ・研修を年2回実施し、アンケート理解度を5段階評価で3以上とする。

15 感染症対策の実施

所 管：総務企画課

実施主体：各部署・施設

課 題	感染症事故等の発生ゼロを目指す必要がある。	
現状及び課題 とした理由	新型コロナウイルス感染症拡大をはじめ、法人内において感染症等に関する事故が起こっている。	
目 標	感染症事故等の発生を防ぐ対策及び事故発生後の法人内の対応体制を整備する。	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務する職員及び市民(来客者)に対する感染症予防対策を徹底するとともに、現行マニュアルの検証を行い、見直す必要がある内容については適宜修正をする。 ・感染症事故が発生した場合の法人内の協力体制の拡充構築をする。 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の感染症対策について各種対応マニュアル等の把握をし、対策の見直し及び新たな対策の項目立てをする。 ・項目立てした新たな対策の所管調整を行う。 ・事故発生時の協力体制の整備をする。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施、検証、見直し
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施、検証、見直し
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施、検証、見直し

1 6 効果的な広報戦略の策定

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題		職員における法人実施事業の理解促進を図るとともに、「誰に対して」、「どのような価値を提供するか」を明確にしたうえで、組織として効果的な広報戦略を策定し実施する必要がある。
現状及び課題 とした理由		社協の活動は、地区部会や民生委員、施設利用者等のかかわりのある一部の方々には知られているが、多くの市民には知られておらず、かつ、職員が法人実施事業の内容を把握しきれていない。
目 標		職員が本会の存在意義やその価値をしっかりと理解するとともに、市民により分かりやすく、タイムリーな情報が「伝わる」ための仕組みを構築し、社協の「見える化」を目指す。
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットを絞った広報や手法を検討し、興味や関心を持ってもらえるような広報・PRを実施し、社協をより深く理解してもらえるよう努める。 ・既存の広報媒体を見直すとともに、新たな広報媒体を検討する。 ・職員向けの情報発信を行う。
工 程・目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広報戦略の策定 ・戦略的に広報を推進する体制づくり(広報戦略チームの設置) ・既存広報媒体(広報紙、ホームページ、パンフレット、リーフレット等)のリニューアルの検討 ※評価指標:職員募集申込者数/ホームページ閲覧数
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・既存広報媒体(広報紙、ホームページ、パンフレット、リーフレット等)のリニューアルの実施 ・新たな広報媒体(SNS等)の検討 ※評価指標:職員募集申込者数/ホームページ閲覧数
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな広報媒体(SNS等)の実施 ※評価指標:職員募集申込者数/ホームページ閲覧数
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広報戦略の評価及び見直し ※評価指標:職員募集申込者数/ホームページ閲覧数

17 市との協議や効果的な事業実施のための要望活動

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	地域福祉推進を図るため、本市の福祉課題について市と協議をすすめ、引き続き、社協事業に係る行政への要望活動を行う必要がある。	
現状及び課題 とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進のための事務事業遂行に伴う課題解決を図るため、市の協力や理解を得る必要がある。 ・市と十分な協議がされないまま、市事業を社協が受託することとなるものがある。 	
目 標	市と社協とのパートナーシップをより強固なものとし、受身の姿勢ではなく、自発的に事業の企画・立案・実施に取り組む「企画提案型社協」を目指す。	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・市と社協との協議の場を継続的に開催する。 ・市への要望事項を市の予算編成に合わせて毎年度提出する。 ・地域・施設両部門間の意思統一を図る会議体を設置する。 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の場の継続的な開催(年12回) ・市への要望事項の提出(年1回) ・所属長会議の開催(年2回)
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の場の継続的な開催(年12回) ・市への要望事項の提出(年1回) ・所属長会議の開催(年4回以上)
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の場の継続的な開催(年12回) ・市への要望事項の提出(年1回) ・所属長会議の開催(年4回以上)
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の場の継続的な開催(年12回) ・市への要望事項の提出(年1回) ・所属長会議の開催(年4回以上)

(2) 事業部門【地域福祉部門】

ア 第7次地域福祉活動計画（令和4～8年度）※計画期間は第5期千葉市地域福祉計画と整合を図るもの

少子高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、社会情勢は大きく変化し、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。これらの課題解決を図るため、地域住民の参加を得て地域福祉を推進する計画として、シン・経営改善計画2022とは別に策定しています。

地域福祉活動計画は、本会の法人経営及び事業運営においてシン・経営改善計画2022と一体的に推進される計画であり、同様の目的を持つ千葉市地域福祉計画とも互いに補完・連携しています。構成は基本理念を踏まえ、3つの基本目標と5つの施策の方向性を定め、21項目の具体的な取組項目を掲載しています。

基本理念「共に手を携える地域社会の実現に向けて」	
基本目標1 地域を支える環境づくり	
施策の方向性1 学びの場をつくり、福祉人材を育成する	
1	ボランティア活動等の推進
2	福祉教育の推進
3	成年後見制度の普及・啓発
4	地区部会活動従事者に対する研修の実施
5	民生委員・児童委員に対する研修の実施
基本目標2 お互いが見守り・支えあう地域づくり	
施策の方向性2 身近な地域で支援が届くしくみをつくる	
6	見守り活動の促進【重点】
7	地域支えあい活動の促進【重点】
8	子どもの居場所づくりへの支援
施策の方向性3 いきいきと暮らせる地域をつくる	
9	ふれあい・いきいきサロンの促進【重点】
10	ふれあい・子育てサロンの促進
11	ふれあい・散歩クラブの促進
12	ふれあい食事サービス事業への支援
13	多世代交流等の推進<新規>

基本目標3 誰もがつながり安心して暮らせるしくみづくり

施策の方向性4 どんな相談にも寄り添う体制をつくる

14 コミュニティソーシャルワーク機能の強化【重点】

15 地域生活課題の解決に向けた支援

施策の方向性5 地域の様々な団体と連携・協働する

16 権利擁護のネットワークづくり<新規>

17 大学と地域の連携の推進

18 社会福祉法人の地域における公益的な取組みの促進【重点】

19 NPO・団体との連携・協働<新規>

20 企業等との連携・協働

21 災害時の体制整備の強化【重点】

※第7次地域福祉活動計画の具体的な内容は、当該計画本編（別冊子）をご参照下さい。

イ 地域福祉活動計画に掲載していない主だった事業等【地域福祉部門】

地域福祉部門が有する特色や長年培った実績を活かし、「指定管理事業」等を展開します。

1	指定管理の研修	P47
2	社協賛助会員の拡大	P48
3	保育士修学資金等貸付事業	P49
4	団体事務局（民生委員児童委員協議会事務局）の運営	P50
5	団体事務局（日本赤十字社千葉県支部千葉市地区本部事務局）の運営	P51
6	共同募金事業への協力	P52
7	放課後児童健全育成事業	P53
8	千葉市子どもナビゲーター事業	P54

1 指定管理の研修

所 管：総務企画課

実施主体：総務企画課

課 題	感染症対策等を講じることによる対面研修受講率の向上と満足度の確保	
現状及び課題 とした理由	感染予防対策を充分講じた上で、定員を半分に抑えて研修を実施しているが、受講率(受講者数/定員)は市中感染の状況により不安定である。	
目 標	<p>参加者の満足度の高い研修を提供することで、参加者の属する施設・事業所の技術向上等に寄与できるようにする。</p> <p>〔R2年度実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技を伴う研修の受講率 平均62.4% ・実技を伴わない研修の受講率 平均65.7% ・アンケート総合評価 平均 4.62点 	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・講師と連携を深め、少人数によるきめ細かい実技指導等を実施する ・対面研修以外の研修の実施 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実技を伴う研修の受講率を平均75%以上とする ・実技を伴わない研修の受講率を平均85%以上とする ・アンケートの総合評価(5点満点)平均点4.5点以上とする ・オンライン研修を対面研修に近づけるための調整・実験
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実技を伴う研修の受講率を平均75%以上維持する ・実技を伴わない研修の受講率を平均85%以上維持する ・アンケートの総合評価(5点満点)平均点4.5点以上を維持する ・恒常的にオンラインにする研修の確定と実施
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実技を伴う研修の受講率を平均75%以上維持する ・実技を伴わない研修の受講率を平均85%以上維持する ・アンケートの総合評価(5点満点)平均点4.5点以上を維持する ・オンラインの評価
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市の仕様等を踏まえ指定管理を申請する。 ・新たな指定管理の選定要領に従い受講率の維持に努める。

2 社協賛助会員の拡大

所 管：地域福祉ボランティアセンター

実施主体：地域福祉ボランティアセンター

課 題	自主財源を増やすため、社協賛助会員の拡大に努める。	
現状及び課題 とした理由	令和2年度に会員規程を見直し、特別会員と賛助会員を一本化(賛助会員一口3,000円と10,000円の選択制)したが、令和元年度から令和2年度にかけて賛助会員は5口増の104口(本会取扱い分)であり、コロナ禍の影響で賛助会員数は伸び悩んでいる。 自主財源の確保は喫緊の課題であり、賛助会員の拡大は自主財源確保にもつながるため。	
目 標	各年度において前年度実績より賛助会員(本会取扱い分)を10口増やす。	
対 策	本会及び本会の活動について、様々な媒体を活用しPRの強化に努めるとともに、これまで未開拓であった各種団体や企業に対して、加入促進を積極的に働きかける。また、より多くの方々に協力いただけるよう、会員加入・納入方法について利便性を高める手法を検討する。	
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体の会議等に出向き、会員加入について協力を依頼する。 ・引き続き、本会の取引企業等にダイレクトメールを発送する。 ・これまで未開拓であった各種団体や企業に対して会員加入について働きかける。 ・会費の納入方法について検討する。 ・前年度実績より10口増(本会取扱い分)
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体の会議等に出向き、会員加入について協力を依頼する。 ・引き続き、本会の取引企業等にダイレクトメールを発送する。 ・これまで未開拓であった各種団体や企業に対して会員加入について働きかける。 ・会費の納入方法について検討する。 ・前年度実績より10口増(本会取扱い分)
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体の会議等に出向き、会員加入について協力を依頼する。 ・引き続き、本会の取引企業等にダイレクトメールを発送する。 ・これまで未開拓であった各種団体や企業に対して会員加入について働きかける。 ・会費の納入方法について検討する。 ・前年度実績より10口増(本会取扱い分)
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体の会議等に出向き、会員加入について協力を依頼する。 ・引き続き、本会の取引企業等にダイレクトメールを発送する。 ・これまで未開拓であった各種団体や企業に対して会員加入について働きかける。 ・会費の納入方法について検討する。 ・前年度実績より10口増(本会取扱い分)

3 保育士修学資金等貸付事業

所 管：生活支援課

実施主体：生活支援課

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きが円滑かつ適切に進められる工夫が必要である。 ・返還免除にならなかった借受人に、適切な償還指導を行う必要がある。 	
現状及び課題 とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・借受者が返還猶予手続き等を怠ることで、全額返還となるケースが当初見込みより多い。 ・返済困難や債務整理等に至る事例もあるため、債権管理の仕組みが整っておらず、債権回収に苦慮している。 	
目 標	償還業務の仕組みを確立し、事務の効率化を図る。	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・返還が伴う貸付であることへの理解促進を図る。 ・千葉市の当該事業実施要綱に基づき実施していることから、債権管理に必要な対応について市所管課と協議を行い、本会との役割分担を明確にする。 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「原則返還」であることを、申請者用手順マニュアル等でわかりやすく案内する。 ・市所管課と協議のうえ、必要に応じて当該事業実施要領の改正を行い、債権管理マニュアルを作成する。
	令和5年度	前年度の状況を踏まえ、必要に応じて仕組みの見直しを行う。
	令和6年度	前年度に同じ。
	令和7年度	前年度に同じ。

4 団体事務局（民生委員児童委員協議会事務局）の運営

所 管：生活支援課

実施主体：生活支援課

課 題	民生委員・児童委員が、複雑・多様化する地域課題に、適切に対応できるようにする必要がある。	
現状及び課題 とした理由	社会構造の変容、多様なニーズ・価値観の広がりなどにより、民生委員・児童委員に寄せられる相談が複雑・多様化、専門化しているが、対応に必要な情報提供やスキル向上の仕組みが不十分であるため。	
目 標	地域課題に適切に対応するために必要な研修機会の確保、参考資料を提供する。	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・研修体系を再構築し、市民児協主催研修(自主研修)を増やすとともに研修環境の整備に努める。 ・事例集(活動参考資料)の発行 ・広報紙の発行回数増、内容充実 	
工 程・目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・他の指定都市民児協等への調査(研修体系、活動参考資料、広報紙) ・研修体系の構築 ・調査結果に基づく補助金要望
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・研修体系に基づいた自主研修会の開催 ・広報紙の発行回数増(年1回→年2回) ・活動参考資料の検討
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・活動参考資料の作成
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容を振り返り、対策の見直し

5 団体事務局（日本赤十字社千葉県支部千葉市地区本部事務局）の運営

所 管：生活支援課

実施主体：生活支援課

課 題	千葉市赤十字奉仕団員の減員を抑制するとともに活動資金(社資)収入の減少幅を縮小する必要がある。	
現状及び課題 とした理由	コロナ禍による募金活動の中止、町内自治会加入率の低下、募金先・方法の多様化、奉仕団員の減員などにより活動資金収入の減少が継続し、財源及びマンパワー両面において支障が生じているため。	
目 標	活動資金の減少幅、奉仕団員の減員幅を各年度で前年度ベースを維持する。	
対 策	募金依頼先に日赤活動の重要性、活動資金の使途などについてチラシや本会HPなど様々な広報媒体を活用し広報する。	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資金募金額の減少幅を、前年度比7%以内にする。 ・奉仕団員の減員数を、前年度比3%以内にする。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資金募金額の減少幅を、前年度比5%以内にする。 ・奉仕団員の減員数を、前年度比2%以内にする。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資金募金額、奉仕団員数を前年度ベースで維持する。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資金募金額、奉仕団員数を前年度ベースで維持する。

6 共同募金事業への協力

所 管：生活支援課

実施主体：生活支援課

課 題	赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金額の減少幅を縮小する必要がある。	
現状及び課題 とした理由	コロナ禍による募金活動の中止、町内自治会加入率の低下、募金先・募金方法の多様化などによる募金額の落ち込みは、本会の活動財源の減少に直結するため。	
目 標	減少傾向にある募金額を令和6年度までに前年度ベースに回復させ、令和7年度からは増額に転じさせる。	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な広報媒体を活用し、地域福祉活動における共同募金の使途や必要性をわかりやすく伝える。 ・新しい募金形態(インターネット、電子決済など)を検討する。 ・CSR(企業の社会貢献)やSDGs(持続可能な開発目標)の視点から共同募金活動を伝え、新規企業、法人、団体などの新規開拓を進める。 	
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・募金額の減少幅を、前年度比5%以内にする。 ・電子決済においては、既存のクレジットカードによるポストペイ方式(後払い方式)のQRコード化を広報媒体通じて推進する。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・募金額の減少幅を、前年度比2%以内にする。 ・電子決済においては、千葉県共同募金会並びに企業と協働し、電子マネーや専用アプリによる募金協力の利便化を構築する。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・募金額を前年度ベースで維持する。 ・千葉県共同募金会と協働し、法人や企業向けのEBや専用HP等をツールとするリアルタイムペイ方式(即時払い方式)の募金方法導入を構築する。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・募金額を前年度比2%増額する。

7 放課後児童健全育成事業

所 管：児童育成課

実施主体：児童育成課

課 題		安定した運営と質の高いサービス提供により共働き世帯等への子育て支援を図る必要がある。
現状及び課題 とした理由		子どもルームの需要が高い中、市の事業方針に基づき、共働き世帯等への子育て支援を継続的に図る必要があるため。
目 標		市の事業方針に基づき、安定した運営を行い、質の高いサービス提供ができるよう努める。
対 策		市と協議しながら、安定した運営と質の高いサービス提供ができるように取り組んでいく。
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	受託実施
	令和5年度	受託実施
	令和6年度	受託実施
	令和7年度	受託実施

8 千葉市子どもナビゲーター事業

所 管：中央区事務所

実施主体：中央区事務所

課 題		困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、自立できるようにすることが必要である。
現状及び課題 とした理由		市の生活保護世帯や社会的養護の対象児童の高校・大学の進学率は、全児童平均よりも相当低く、支援制度を利用している世帯の児童数は1万3千人、約13人に1人となっており、貧困の連鎖が大きな問題となっているため。
目 標		市の事業方針に基づき、困難な状況にあるこどもたちが、基本的な生活・学習習慣を確立できるようにする。
対 策		市の指導のもと、訪問・来所により支援対象者と面談を重ね、課題を整理したうえで適切な支援計画を作成し、生活習慣改善の支援を行う。
工程・目標値等	令和4年度	受託実施
	令和5年度	受託実施
	令和6年度	受託実施
	令和7年度	受託実施

(3) 事業部門【施設福祉部門】

施設福祉部門が有する高い専門性や長年にわたり千葉市の社会福祉施設の管理運営により培われた実績を活かし、「指定管理事業」「自主運営事業」「委託事業」を展開します。

ア 指定管理事業

千葉市より、第四期指定管理者として千葉市桜木園をはじめ20施設の管理運営について選定されました。施設ごとに課題、目標、対策を設定し、指定管理提案事業の着実な遂行及び完遂に取り組みます。

指定管理事業		
1	千葉市桜木園①	P 5 6
2	千葉市桜木園②	P 5 8
3	千葉市療育センター療育相談所	P 5 9
4	千葉市療育センターすぎのこルーム（医療型児童発達支援センター）	P 6 1
5	千葉市療育センターすぎのこルーム（児童発達支援事業）	P 6 3
6	千葉市療育センターやまびこルーム	P 6 5
7	千葉市療育センターいずみの家	P 6 7
8	千葉市療育センターふれあいの家	P 6 8
9	千葉市療育センター相談支援事業所ぱれっと	P 6 9
10	千葉市大宮学園ひまわりルーム	P 7 0
11	千葉市大宮学園たけのこルーム（医療型児童発達支援センター）	P 7 2
12	千葉市大宮学園たけのこルーム（児童発達支援事業）	P 7 4
13	千葉市障害者福祉センター①	P 7 6
14	千葉市障害者福祉センター②	P 7 7
15	いきいきプラザ・センター①	P 7 8
16	いきいきプラザ・センター②	P 8 2
17	いきいきプラザ・センター③	P 8 4

1 千葉市桜木園①

所 管：千葉市桜木園

実施主体：千葉市桜木園

課 題	入所利用者の日中活動の充実と高齢化する利用者やその保護者への支援に向けた取組み	
現状及び課題 とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び保護者の高齢化により、外出活動に様々な制約が生じているため、個々のニーズに応じた外出方法の見直しが必要である。また、将来的な負担軽減の観点から、成年後見制度の活用を促す必要がある。 ・入所介護のみならず、利用者及び保護者に対し、精神的な平穏や生活の充実に向けた取組み(ターミナルケア・マニュアル)が必要である。 ・利用者ニーズの高い人工呼吸器使用者の受入れ態勢を拡充させる必要がある。 	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアによる外出活動や施設内行事への支援 ・利用者及び保護者において、成年後見人制度を必要とされる方への当該後見人の選任 ・ターミナルケア・マニュアルに基づくターミナルケアの実施 ・人工呼吸器使用者の受入(目標受入数2名) 	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に日常生活と分離した新しい体験・経験を提供するためには、現有の職員では実施困難であるため、有償ボランティアを導入する。 ・成年後見人未選任の保護者に対し、年2回実施している面談時の情報提供など、選任に向けた啓発や支援を行う。 ・ターミナルケア・マニュアルの作成及び体験入所室での宿泊を伴う実践を重ねることで体制の構築を図る ・看護師や理学療法士を対象とした人工呼吸器に関する資格(呼吸療法認定士・人数4名)の取得を促進する。 	
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアに関する情報収集と選定(5名程度) ・入所者の成年後見人の選任 ・ターミナルケア・マニュアル完成、職員研修の実施 ・呼吸療法認定士資格取得1名、受入数2
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアによる行事を実施(年間1回程度) ・入所者の成年後見人の選任(継続) ・ターミナルケアの導入・実施 ・呼吸療法認定士資格取得1名(総数2名)、受入数2
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアによる行事を実施(年間2回程度) ・入所者の成年後見人の選任(継続) ・ターミナルケアの実施 ・呼吸療法認定士資格取得1名(総数3名)、受入数2

令和7年度

- ・有償ボランティアによる行事を実施(年間3回程度)
- ・入所者の成年後見人の選任(継続)
- ・ターミナルケアの実施
- ・呼吸療法認定士資格取得1名(総数4名)、受入数2

2 千葉市桜木園②

所 管：千葉市桜木園

実施主体：千葉市桜木園

課 題		<ul style="list-style-type: none"> ・通所事業(生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス)及び短期入所事業の利用者増加に向けた取り組みと在宅の人工呼吸器使用者の受入体制の拡充に向けた取り組み
現状及び課題とした理由		<ul style="list-style-type: none"> ・通所事業にあつては、個々の契約日数(週1日～5日)に応じ、概ね月平均10～13人/日程度の利用人数で推移している。また、短期入所事業にあつては、86.6%(緊急枠除く1床)の利用率であるが、それぞれ日々の利用を通じ、利用回数を増やしたいとの潜在的利用ニーズがあると考えられる。 ・入所同様、利用者ニーズの高い人工呼吸器使用者の受入れ態勢を拡充させる必要がある。
目 標		<ul style="list-style-type: none"> ・通所利用者数1日平均16人(最大受入可能人数) ・短期入所利用率96%(緊急枠を除く4床) ・人工呼吸器使用者の受入(目標受入数1名)
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・通所利用予定数が少ない日に臨時利用の声掛けを行い、利用人数増を図る ・ホームページや通所利用者への周知により、新規契約者の獲得を図る ・看護師や理学療法士を対象に人工呼吸器に関する資格(呼吸療法認定士・人数2名)の取得を促進する。
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通所利用者数 1日平均13人(現在の利用人数) ・短期入所稼働率 90%(緊急枠を除く) ・呼吸療法認定士資格取得に向けた講習会等への参加促進
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通所利用者数 1日平均14人 ・短期入所稼働率 92%(緊急枠を除く) ・呼吸療法認定士資格取得に向けた講習会等への参加促進
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通所利用者数 1日平均15人 ・短期入所稼働率 94%(緊急枠を除く) ・呼吸療法認定士資格取得1名(認定講習会の参加要件を満たした上記講習受講者のうち最低1名)
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通所利用者数 1日平均16人 ・短期入所稼働率 96%(緊急枠を除く) ・呼吸療法認定士資格取得1名(認定講習会の参加要件を満たした上記講習受講者のうち最低1名/総数2名) ・人工呼吸器使用者の受入(1名)

3 千葉市療育センター療育相談所

所 管：千葉市療育センター

実施主体：療育相談所

課題	初回相談・診察までの待機期間の短縮及び相談支援体制の充実
現状及び課題とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の問い合わせから初診まで待機期間は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下において中断されていた各区保健福祉センター等での健診再開も重なり、現状、約6ヶ月と長期化している。解消に向けた取り組みは第3次経営改善計画においても行ってきたが、改善には至らず、相談件数の増加にも対応できない場合、更なる待機期間の長期化も懸念される。 ・令和4年4月から千葉市が行う制度変更(障害児通所支援の支給決定の申請において従前は医師による報告書を必要としていたが、心理判定員が作成する意見書でも可能とする)に伴い、従来の受付後のフローの一部見直しを行い、今後の体制を整備する必要がある。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・初回問い合わせから初診までの待機期間を2ヶ月に短縮する。 ・直接、診察へ繋げるケースではない場合(初回問い合わせ～相談員・心理判定員による相談～意見書作成等)を「ファーストタッチから支援の手を差し伸べることができるまでの待機期間」とし、その待機期間は1ヶ月とする。 ・制度変更による待機期間の短縮並びに新たな実践的研修プログラムによる発達相談の充実により、発達が気になる子どもを抱える家族の不安や悩みを支援する。 ・研修プログラムの活用により、療育相談所職員のみならず、発達障害に携わる全ての職種のスキルアップを促すことでオール千葉市で適切な支援の手を差し伸べられる体制の構築を目指す。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員(心理判定員)を増員する。(4人→6人) ・千葉市の制度変更による、利用者のニーズのひとつである障害児通所支援の支給決定の申請における報告書を医師の診察を経ず、心理判定員が作成する意見書に代えることを可能とすることにより、速やかなサービス利用につなげる。 ・新規相談受付後に「相談による親支援」「通所サービスへつなぎながらの定期相談」等、利用者寄り添った新たな運用フローを導入することは、利用者の不安や心理的負担の軽減や医師の診察件数の減少にも寄与することにもなり、初回診察までの期間短縮につなげる。 ・担当職員となる相談員並びに心理判定員の発達障害に対する支援スキル向上を目途とした研修プログラムを策定する。 ・制度の浸透、拡充に向け、千葉市をはじめとする関係機関との協議を行う。
工程・目標値等	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回診察までの待ち期間約2.0ヶ月 ・ファーストタッチから支援の手を差し伸べることができるまでの待機期間約1.0ヶ月 ・初診及び受理面接 年間710件 ・研修実施に向けたPTを立ち上げ、研修プログラムの策定、実施するとともに進捗状況の確認(検証、見直し含む)を行う。 ・千葉市職員など、当該研修の対象者の拡充について協議する。

	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・初回診察までの待ち期間約2.0ヶ月 ・ファーストタッチから支援の手を差し伸べることができるまでの待機期間約1.0ヶ月 ・初診及び受理面接 年間755件 ・研修実施と進捗状況の確認(検証、見直し含む)を行う。 ・千葉県職員への研修実施並びの当該研修対象者の拡充について協議、検討する。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・初回診察までの待ち期間約2.0ヶ月 ・ファーストタッチから支援の手を差し伸べることができるまでの待機期間約1.0ヶ月 ・初診及び受理面接 年間800件 ・研修実施と進捗状況の確認(検証、見直し含む)を行う。 ・千葉県職員への研修実施並びの当該研修対象者の拡充について協議、検討する。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・初回診察までの待ち期間約2.0ヶ月 ・ファーストタッチから支援の手を差し伸べることができるまでの待機期間約1.0ヶ月 ・初診及び受理面接 年間800件 ・研修実施と進捗状況の確認(検証、見直し含む)を行う。 ・千葉県職員への研修実施並びの当該研修対象者の拡充について協議、検討する。

4 千葉市療育センターすぎのこルーム（医療型児童発達支援センター）

所 管：千葉市療育センター

実施主体：すぎのこルーム

課題	利用人数向上への取組み	
現状及び課題 とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の預かり型児童発達支援事業の増加や保育所との併行利用が増えたことにより、日々の利用人数が低下している。これにより障害を持った児童が日々の療育を積み重ねることで、身につく生活力の獲得が難しい状況にある。保護者支援の充実を図ることで日々の利用率の向上を図る。 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前に必要な生活力を身に着けるために出席率を向上させるとともに利用人数の増加を目指す。 	
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の預かり型児童発達支援事業の増加等により、契約者数が減少しているため、預かり型にはない親子が同時に通園するメリットを活かし、保護者ニーズに沿った、専門職による勉強会や相談会等の場を増やすことで保護者支援のさらなる充実を図る。（親子分離の場面を設定し実施する） ・親子分離の機会を増やし、保護者同士の情報交換の場を設ける。 ・専門職による個別支援の実施。（コミュニケーション支援、手先の操作性を高める支援など、保護者のニーズに沿った内容を保育士、心理士、作業療法士が行う） ・医療的ケア児の受け入れ。（人工呼吸器使用児などの医療的ケア児を体制を整え、受け入れる） ・上記の対策を講じることで出席予定日の欠席をなくし、日々の利用人数の増加を実現する。 ・保健センターや協力医療機関、障害児相談支援事業所等への積極的な情報発信を行い、新規利用者の紹介や療育内容向上のための地域ニーズの情報収集を図るなど、連携強化に努め、契約人数の増加にも繋げる。 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。 ・個別支援実施に向けた意見交換等によるニーズの把握を行う。 ・医療的ケア児（人工呼吸器使用児）の職員研修を行う。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。（前年度の検証を行い保護者支援に反映する。） ・個別支援実施のため必要な職員研修等を行う。 ・医療的ケア児（人工呼吸器使用児）の在宅児の実地研修を行い、マニュアルの作成や職員体制の整備などの準備を行う。

	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。(前年度の検証を行い保護者支援に反映する。) ・専門職による個別支援の実施。 ・医療的ケア児(人工呼吸器使用児)の受け入れ。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。(前年度の検証を行い保護者支援に反映する。) ・専門職による個別支援の実施。 ・医療的ケア児(人工呼吸器使用児)の受け入れ。

5 千葉市療育センターすぎのこルーム（児童発達支援事業）

所 管：千葉市療育センター

実施主体：すぎのこルーム

課題		利用人数向上への取組み
現状及び課題とした理由		<ul style="list-style-type: none"> ・民間の預かり型児童発達支援事業の増加や保育所との併行利用が増えたことにより、日々の利用人数が低下している。これにより障害を持った児童が日々の療育を積み重ねることで、身につく生活力の獲得が難しい状況にある。保護者支援の充実を図ることで日々の利用率の向上を図る。
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・就学前に必要な生活力を身に着けるために出席率を向上させるとともに利用人数の増加を目指す。
対策		<ul style="list-style-type: none"> ・親子が同時に通園するメリットを活かし、保護者ニーズに沿った、専門職による勉強会や相談会等の場を増やすことで保護者支援のさらなる充実を図る。（親子分離の場面を設定し実施する） ・親子分離の機会を増やし、保護者同士の情報交換の場を設ける。 ・専門職による個別支援の実施。（ペアレントトレーニング、コミュニケーション支援、手先の操作性を高める支援など、保護者のニーズに沿った内容を保育士、心理士、作業療法士が行う） ・上記の対策を講じることで出席予定日の欠席をなくし、日々の利用人数の増加を実現する。 ・保健センターや協力医療機関、障害児相談支援事業所等への積極的な情報発信を行い、新規利用者の紹介や療育内容向上のための地域ニーズの情報収集を図るなど、連携強化に努め、契約人数の増加にも繋げる。
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。（5歳児1グループは単独の療育を行う） ・ペアレントトレーニングの職員研修等を行う。 ・個別支援実施に向けた意見交換等によるニーズの把握を行う。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。（前年度の検証を行い保護者支援に反映する。） （4.5歳児グループは単独の療育を行う） ・個別支援実施のため必要な職員研修等を行う。

	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。(前年度の検証を行い保護者支援に反映する。) ・専門職による個別支援の実施。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。(前年度の検証を行い保護者支援に反映する。) ・専門職による個別支援の実施。

6 千葉市療育センターやまびこルーム

所 管：千葉市療育センター

実施主体：やまびこルーム

課 題	利用人数向上への取組み	
現状及び課題 とした理由	・施設利用の形態が個別療育を中心に据えつつ、集団療育と併せて実施していることから、契約者数、日々の利用人数については、現状の職員体制からも、これ以上の増加は厳しいと考える。療育内容の向上、保護者支援の充実を図ることで日々の出席率の向上を図る。	
目 標	・利用者の状況及びニーズに合わせた療育内容の提供(集団療育の充実化や個別療育の拡充)と保護者支援の充実を図ることで、出席率増加を目指す。	
対 策	・利用者ニーズの把握や職員研修を行っていくことで、療育内容の向上と保護者支援の充実を図る。 ・県内医療機関および聾学校乳幼児相談部との連携強化により新規利用者の紹介や療育内容向上への情報収集を行う。 ・現状の職員の指導体制において集団療育及び個別療育を最大限に実施し、契約者数も現状の70名が対応可能な上限となることから、職員(言語聴覚士)の増員や、心身障害総合通園センターにおける職員の流動的配置も視野に検討する。	
工程・目標値等	令和4年度	・利用者満足度90%以上。 利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を目指す。 ・前年度より出席率を増加させる。 利用者の状況およびニーズに合わせて、通園形態の見直しを含めた療育内容の向上を図る。あわせて、必要な職員研修の内容検討を図る。
	令和5年度	・利用者満足度90%以上。 利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を目指す。 ・前年度より出席率を増加させる。 職員研修および職員間の情報共有、意見交換を活発に行うことで、療育内容、および保護者支援の充実を図る。
	令和6年度	・利用者満足度90%以上。 利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を目指す。 ・前年度より出席率を増加させる。 療育内容及び保護者支援等の取り組みについて検証を行い、必要に応じて改善を図る。

	令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・利用者満足度90%以上。 利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を目指す。・前年度より出席率を増加させる。 療育内容及び保護者支援等の取り組みについて検証を行い、必要に応じて改善を図る。
--	-------	--

7 千葉市療育センターいずみの家

所 管：千葉市療育センター

実施主体：いずみの家

課題	就労継続支援B型事業利用者の施設利用継続に向けた取組み(利用者の高齢化対策やご家族亡き後を見据えた支援)	
現状及び課題とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型事業利用者の年齢は40歳以上が全体の26%と高齢化が進んでおり、今後、医学的管理の必要性が高まるなど身体的機能の低下が心配される。併せて、ご家族の年齢も65歳以上が65%と高齢化が進んでおり、ご利用者に対する家庭内での生活支援の低下が危惧される。施設利用の継続には将来を見据えた支援が必要となる。 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・中年期・高齢期を迎えても可能な限り働く喜びと働く機会をもつことができるよう支援プログラムを実施する。 ・親亡き後を見据え、地域で安心した生活が送れるよう支援する。 	
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢の高い利用者を重点に生活習慣病の予防と健康管理を行っていくと共に加齢による機能低下が見られた方には個別のプログラムを提供する。(定期的な健康管理【体重測定、バイタルチェック、栄養指導等】、身体機能維持【ストレッチ、お口の体操等】、作業時間の短縮や内容の平易なもの等への変更) ・家庭を離れ地域で生活できるようグループホーム等の福祉サービスを紹介し、安心、継続して働けるよう支援していく。(グループホーム体験・利用の促進、保護者勉強会の実施【成年後見制度等】) 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・面談等を利用しご利用者、ご家族の情報交換、意見交換から将来に向けたニーズを掘り起こす。 ・各種福祉サービスの紹介・体験・利用を行う。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にケース会議を行い、高齢化にむけて身体機能に合わせた作業やプログラムを試行する。 ・各種福祉サービスの紹介・体験・利用を行う。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にケース会議を行い、高齢化にむけて身体機能に合わせた作業やプログラムを試行する。 ・各種福祉サービスの紹介・体験・利用を行う。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化にむけたプログラムを年間計画として確立して行う。 ・各種福祉サービスの紹介・体験・利用を行う。

8 千葉県療育センターふれあいの家

所 管：千葉県療育センター

実施主体：ふれあいの家

課題	<p>多様な障害種別・障害状況・年齢層など幅広い利用者に合わせた教室や地域交流の充実に向けた取組み</p>	
現状及び課題とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・既利用者が未経験の教室等を利用する、短期教室に新規の利用者が参加するなどはあるが、通年教室が固定化され、通年教室へのふれあいの家未経験者の参加が停滞しており、既利用者・未経験者ともに希望するような魅力的な通年教室の企画を行う必要がある。 ・コロナ禍で交流の機会を設けることが困難であったこともあるが、地域交流のイベントを開催できず、利用者と地域住民や近隣児童と一緒に活動する場を作ることができていない。障害を持った方が地域の一員として暮らしていけるように、また、障害に対する理解を拓げるためにも地域交流の機会の充実を図る必要がある。 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新規通年教室を3教室以上開講する。 ・利用者同士または地域の方も参加できる交流会を年間4回以上開催する。 	
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なジャンルの短期教室を企画・実施し、利用者に人気のあったものや興味を持って継続できるような教室を通年教室として開講していく。 ・ふれあいの家利用者同士や利用者と地域の方が一緒に交流・参加できるイベントを開催する。 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・短期教室を年間4教室以上開講する。 ・利用者同士及び利用者と地域の方など様々な方が参加できる交流会を年間2回以上開催する。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の短期教室の状況やアンケートを踏まえ、新規通年教室を1教室開講する。 ・短期教室を年間4教室以上開講する。 ・前年度の交流会やアンケートを踏まえ、利用者同士及び利用者と地域の方など様々な方が参加できる交流会を年間3回以上開催する。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度以前の短期教室の状況を踏まえ、新規通年教室を1教室開講する。 ・短期教室を年間5教室以上開講する。 ・前年度の交流会やアンケートを踏まえ、利用者同士及び利用者と地域の方など様々な方が参加できる交流会を年間4回以上開催する。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度以前の短期教室の状況を踏まえ、新規通年教室を1教室開講する。 ・短期教室を年間5教室以上開講する。 ・前年度の交流会やアンケートを踏まえ、利用者同士及び利用者と地域の方など様々な方が参加できる交流会を年間4回以上開催する。

9 千葉市療育センター相談支援事業所ぱれっと

所 管：千葉市療育センター

実施主体：ぱれっと

課 題	相談支援を必要とする新規利用者への対応並びに職員の専門性の向上に向けた取組み	
現状及び課題 とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・困難ケースとして相談支援が付いていない利用者について、他機関より相談支援を付けたいとの依頼を受けることが多い。相談支援事業所が足りず、どこも受けられない現状があり、ぱれっとでの対応が求められている。 ・各職員が加算の対象となる研修を受講することで、職員全体の質の向上を図りたい。 	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・年間10人、4年間で40人の新規利用者の受け入れによる契約を実施する。 ・各職員が加算の対象となる質の高い支援ができるよう、「要医療児者支援体制加算、強度行動障害児者支援体制加算」の対象となる専門研修の受講を計画的に実施し、体制加算研修修了者を配置できるようにする。 	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・1月の標準担当件数(35件)を遵守しつつ、他機関より相談のあったケースを中心に新規利用者の受け入れを行い、年間10人の契約を目標に行なっていく。 ・要医療児者支援体制加算、強度行動障害児者支援体制加算の配置対象となる研修を受講し、職員の質の向上を図る。 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者を受け入れ、10人の契約実施。 ・支援体制加算の対象となる研修に2人以上が受講できるよう計画する。 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修または支援者養成研修 ・強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修)
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者を受け入れ、10人の契約実施。 ・未受講の職員・研修を対象に受講する。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者を受け入れ、10人の契約実施。 ・未受講の職員・研修を対象に受講する。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者を受け入れ、10人の契約実施。 ・未受講の職員・研修を対象に受講する。

10 千葉市大宮学園ひまわりルーム

所 管：千葉市大宮学園

実施主体：ひまわりルーム

課 題	利用人数向上への取組み
現状及び課題 とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の預かり型児童発達支援事業の増加や保育所との併行利用が増えたことにより、日々の利用人数が低下している。これにより障害を持った児童が日々の療育を積み重ねることで、身につく生活力の獲得が難しい状況にある。保護者支援の充実を図ることで日々の利用率の向上を図る。 ・利用者満足度及び日々の出席率の向上のためにも、療育内容の向上、保護者支援の充実及び移行児のフォローアップ体制の整備など機関支援の役割を果たし、地域連携の強化と事業周知(施設広報)を図る。
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前に必要な生活力を身に着けるために出席率を向上させるとともに利用人数の増加を目指す。 ・保育所(園)・幼稚園訪問等、機関支援の役割を果たすことで地域連携の強化を図る。
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づき、障害特性に応じた的確な支援の実践、研修参加などによる職員の専門性の向上に努め、ニーズに即した療育体制の整備と保護者支援の充実を図る。 ・専門職(言語聴覚士・心理判定員等)による、利用児の発達段階や課題に沿った専門性の高い小集団でのプログラムを定期的実施する等、療育内容の更なる充実化による満足度の向上を図る。 ・移行を希望する児童・保護者への移行児支援プログラムの充実、並行通園先・移行先などを訪問しての情報交換やアドバイスの実施、移行後のフォローアップ体制を確立する等、地域連携の強化と事業周知を図る。
工程・目標値等	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度90%以上。 利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容に反映させることで満足度向上を目指す。 ・前年度より出席率を増加させる。 利用児の発達段階や課題に沿って療育内容の向上を図る。あわせて、必要な職員研修の内容検討を行う。 ・移行支援と地域連携の強化。 移行支援プログラムの整備(マニュアル化)と移行児へのフォローアップ体制の確立。
	<p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度90%以上。 利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容に反映させることで満足度向上を目指す。 ・前年度より出席率を増加させる。 職員研修および職員間の情報共有、意見交換を活発に行うことで専門性の高い療育内容、および保護者支援の充実を図る。 ・移行支援と地域連携の強化。 移行支援プログラムの取り組みと検証。並行通園先・移行先への訪問等による情報共有、アドバイス、フォローアップ等連携を図る。

	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度90%以上。 利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容に反映させることで満足度向上を目指す。 ・前年度より出席率を増加させる。 療育内容及び保護者支援等の取り組みについて検証を行い、必要に応じて支援の強化と改善を図る。 ・移行支援と地域連携の強化。 移行支援の実施・検証、必要に応じて改善を図る。並行通園先・移行先以外の保育所(園)・幼稚園等への訪問を実施し機関支援の役割を果たす。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度90%以上。 利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容に反映させることで満足度向上を目指す。 ・前年度より出席率を増加させる。 療育内容及び保護者支援等の取り組みについて検証を行い、必要に応じて支援の強化と改善を図る。 ・移行支援と地域連携の強化。 移行支援の実施・検証、必要に応じて改善を図る。地域の保育所(園)・幼稚園等にも訪問先を拡充し、機関支援の役割を果たすことで地域連携の強化に努める。

1 1 千葉市大宮学園たけのこルーム（医療型児童発達支援センター）

所 管：千葉市大宮学園

実施主体：たけのこルーム

課 題		利用人数向上への取組み
現状及び課題 とした理由		<ul style="list-style-type: none"> ・民間の預かり型児童発達支援事業の増加や保育所との併行利用が増えたことにより、日々の利用人数が低下している。これにより障害を持った児童が日々の療育を積み重ねることで、身につく生活力の獲得が難しい状況にある。保護者支援の充実を図ることで日々の利用率の向上を図る。
目 標		<ul style="list-style-type: none"> ・就学前に必要な生活力を身に着けるために出席率を向上させるとともに利用人数の増加を目指す。
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・民間の預かり型発達支援事業所の増加等により、契約者数が減少していることから、預かり型には無い、親子一緒に通園するメリットを最大限に活かし、保護者ニーズに沿った専門職による勉強会や相談会等の場を増やすことで、保護者支援のさらなる充実を図る。 ・親子分離の機会を増やし、保護者同士の情報交換の場を設ける。 ・専門職による個別支援の実施。（児童の特性・発達に合わせた遊び別保育、コミュニケーション支援等） ・利用者ニーズの把握や職員研修等、療育内容の向上と、保護者支援の充実を図ることで出席予定日の欠席をなくし、日々の利用人数の増加を実現する。 ・保健センターや協力医療機関、障害児相談支援事業所等への積極的な情報発信を行い、新規利用者の紹介や療育内容向上のための地域ニーズの情報収集を図るなど、連携強化に努め、契約人数の増加にも繋げる。
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容に反映させることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の療育内容を充実させ、ニーズに沿った保護者支援プログラムを実施する ・個別支援実施に向けた意見交換等による、ニーズの把握を行い、必要な職員研修の内容を検討し実施する。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。（前年度の検証を行い保護者支援に反映する） ・個別支援実施のため必要な職員研修を行う。

	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・療育内容及び保護者支援の取り組みについて検証を行い、必要に応じて改善を図り、支援に反映する。 ・専門職による個別支援の実施。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・療育内容及び保護者支援の取り組みについて検証を行い、必要に応じて改善を図り、支援に反映する。 ・専門職による個別支援の実施。

1 2 千葉市大宮学園たけのこルーム（児童発達支援事業）

所 管：千葉市大宮学園

実施主体：たけのこルーム

課 題		利用人数向上への取組み
現状及び課題 とした理由		・民間の預かり型児童発達支援事業の増加や保育所との併行利用が増えたことにより、日々の利用人数が低下している。これにより障害を持った児童が日々の療育を積み重ねることで、身につく生活力の獲得が難しい状況にある。保護者支援の充実を図ることで日々の利用率の向上を図る。
目 標		・就学前に必要な生活力を身に着けるために出席率を向上させるとともに利用人数の増加を目指す。
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・預かり型には無い、親子一緒に通園するメリットを最大限に活かし、保護者ニーズに沿った専門職による勉強会や相談会等の場を増やすことで保護者支援の更なる充実を図る。（親子分離の場面を設定し実施する） ・親子分離の機会を増やし、保護者同士の情報交換の場を設ける。 ・専門職による個別支援の実施。（ペアレントトレーニング、コミュニケーション支援、手先の操作性を高める支援等） ・上記の対策を講じることで出席予定日の欠席をなくし、日々の利用人数の増加を実現する。 ・保健センターや各区の基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所、幼稚園・保育所（園）等への積極的な情報発信により新規利用者の紹介や療育内容向上のための地域ニーズの情報収集を行うなど、地域との連携強化に努める。
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容に反映させることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の療育内容を充実させて保護者支援プログラムを実施する。 ・個別支援実施に向けたニーズの把握と必要な職員研修の内容を検討し実施する。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。（前年度の検証を行い保護者支援に反映する） ・個別支援実施のため必要な職員研修等を行う。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。 ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。 ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。（前年度の検証を行い保護者支援に反映する） ・専門職による個別支援の実施。

令和7年度

- ・利用者アンケート結果に基づき、利用者のニーズを確認し、療育内容の向上を図ることにより利用者満足度90%以上を目指す。
- ・出席率を向上させ、利用延べ人数を前年度より増加させる。
- ・親子分離の機会を増やし、その場面を活用した保護者支援の充実を図る。(前年度の検証を行い保護者支援に反映する)
- ・専門職による個別支援の実施。

1 3 千葉県障害者福祉センター①

所 管：千葉県障害者福祉センター

実施主体：千葉県障害者福祉センター

課 題	多様な障害種別・障害状況・年齢層など幅広い利用者ニーズに対応した講座実施に向けた取組み	
現状及び課題 とした理由	・コロナ禍による影響もあって、新規利用者の減少や利用者の固定化傾向が顕著であるため、障害のある方への日常生活支援や社会参加の促進の観点から、「参加したい」「施設に出向きたい」と思わせる事業のさらなる充実化が求められる。	
目 標	・利用者アンケート等による利用者ニーズを把握し、毎年2講座以上の事業見直しを行う。 ・各種相談・訓練、スポーツ・レクリエーション・創作的活動、施設貸出の各事業における新規利用者を前年比10名増加させる。 ・毎年2カ所以上の関係機関訪問を行い施設の周知を図る。	
対 策	・新規利用者及び若年層の利用者増に向け、利用者アンケートや参加状況に応じた事業の見直しを随時行う。 ・ホームページ、福祉センターだより、各自治会への回覧文書送付に加え、相談支援事業所や高齢者関係機関等に直接出向き、施設の認知度向上に取り組む。	
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	・福祉講座20講座中2講座を利用者ニーズに基づく入れ替えを実施する。 ・各種相談・機能訓練等事業の広報を目的とした各相談支援事業所等へ訪問する。(2カ所以上) ・各事業(相談、訓練、スポーツ・レクリエーション・創作的活動福祉講座等)の新規利用者を前年比10名増加させる。
	令和5年度	・福祉講座20講座中2講座を利用者ニーズに基づく入れ替えを実施する。 ・各種相談・機能訓練等事業の広報を目的とした各相談支援事業所等へ訪問する。(3カ所以上) ・各事業(相談、訓練、スポーツ・レクリエーション・創作的活動福祉講座等)の新規利用者を前年比10名増加させる。
	令和6年度	・福祉講座20講座中2講座を利用者ニーズに基づく入れ替えを実施する。 ・各種相談・機能訓練等事業の広報を目的とした各相談支援事業所等へ訪問する。(3カ所以上) ・各事業(相談、訓練、スポーツ・レクリエーション・創作的活動福祉講座等)の新規利用者を前年比10名増加させる。
	令和7年度	・福祉講座20講座中2講座を利用者ニーズに基づく入れ替えを実施する。 ・各種相談・機能訓練等事業の広報を目的とした各相談支援事業所等へ訪問する。(3カ所以上) ・各事業(相談、訓練、スポーツ・レクリエーション・創作的活動福祉講座等)の新規利用者を前年比10名増加させる。

1 4 千葉市障害者福祉センター②

所 管：千葉市障害者福祉センター

実施主体：千葉市障害者福祉センター

課 題	障害者スポーツの普及・啓発活動の継続的な取組み	
現状及び課題 とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020パラリンピックにより、障害者スポーツに関する機運が高まったが、大会終了に加え、コロナ禍による活動控えにより、障害者スポーツへの理解、関心の低下が懸念される。 	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市パラスポーツ推進関係者会議参加機関、団体との連携企画を年間1回以上開催する。 	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズに基づき、福祉講座におけるスポーツ系講座の充実化を図るとともに障害スポーツの啓発を図る。 ・市関係各機関が集う千葉市パラスポーツ推進関係者会議を通じて、関係機関、団体との更なる連携強化を図る。 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講座の20講座中の約半数(10講座程度)をスポーツ系講座に設定する。 ・千葉市パラスポーツ推進関係者会議を通じて、関係各機関との年1回連携企画を実施する。 ・同好会活動が容易に活動しやすい環境整備に努めるほか、同好会の運営状況を把握し、スポーツ活動希望者とのマッチング体制を整える。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講座の20講座中の約半数(10講座程度)をスポーツ系講座とするが、その内容は利用者ニーズに基づき、随時見直しを行う。 ・千葉市パラスポーツ推進関係者会議を通じて、関係各機関との年2回連携企画を実施する。 ・同好会活動が容易に活動しやすい環境整備に努めるほか、同好会の運営状況を把握し、スポーツ活動希望者とのマッチング体制を整える。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講座の20講座中の約半数(10講座程度)をスポーツ系講座とするが、その内容は利用者ニーズに基づき、随時見直しを行う。 ・千葉市パラスポーツ推進関係者会議を通じて、関係各機関との年2回連携企画を実施する。 ・同好会活動が容易に活動しやすい環境整備に努めるほか、同好会の運営状況を把握し、スポーツ活動希望者とのマッチング体制を整える。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講座の20講座中の約半数(10講座程度)をスポーツ系講座とするが、その内容は利用者ニーズに基づき、随時見直しを行う。 ・千葉市パラスポーツ推進関係者会議を通じて、関係各機関との年2回連携企画を実施する。 ・同好会活動が容易に活動しやすい環境整備に努めるほか、同好会の運営状況を把握し、スポーツ活動希望者とのマッチング体制を整える。

15 いきいきプラザ・センター①

所 管：いきいきプラザ

実施主体：いきいきプラザ

課 題		利用者数の増加に向けた取組み
現状及び課題 とした理由		・高齢化が加速しているなか、全体の利用者数は横ばい傾向にあるため、利用者増加に向け、ニーズの掘り起こしを伴う新たな対策が必要と考える。
目 標		・令和元年度いきいきプラザ・センター合計619,467人の利用者数を千葉市の将来推計人口の高齢化率に照らし合わせ、令和2年度27.3%から令和7年28.7%の差1.4%の上昇分(6区合計628,150人以上)の利用者増を目指す。
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・区事務所等との連携により、地域ニーズを把握し、各区の特性や施設のハードに応じた対策(立地、地域性、併設・近隣施設の有無や多様な設備・資源〔浴室・ゲートボール場等〕の有効活用)を検討する。 ・従来の事業に加え、ライフステージやニーズに対応した魅力ある新たな事業(デバイス利用や配信等)の実施により、各種事業の定員充足や新規利用者の獲得、継続利用者の確保に努める。 ・情報発信にSNSなどITを活用した広報や関係機関との連携で事業宣伝できるルートを広げ、広報活動を強化する。
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	目標621,638人(全プラザ・センター) ①中央区:77,839人 ②花見川区:116,222人 ③稲毛区:87,054人 ④若葉区:112,181人 ⑤緑区:95,563人 ⑥美浜区:132,779人
	令和5年度	目標623,809人(全プラザ・センター) ①中央区:78,111人 ②花見川区:116,627人 ③稲毛区:87,358人 ④若葉区:112,573人 ⑤緑区:95,896人 ⑥美浜区:133,244人
	令和6年度	目標625,980人(全プラザ・センター) ①中央区:78,380人 ②花見川区:117,035人 ③稲毛区:87,660人 ④若葉区:112,965人 ⑤緑区:96,230人 ⑥美浜区:133,710人

	令和7年度	目標628,151人(全プラザ・センター) ①中央区:78,654人 ②花見川区:117,439人 ③稲毛区:87,966人 ④若葉区:113,357人 ⑤緑区:96,564人 ⑥美浜区:134,171人
--	-------	--

(区ごとの工程)

①中央区

利用者数の増加に向け、広報強化を図るべく近隣施設(あんしんケアセンター、中央区健康課、地区社協、商業施設等)に対し、施設や事業のPR協力を仰ぎ、関係性を構築していく。また、事業についても、ニーズに沿った種目・内容を考慮した事業を展開していく事で新規利用者の獲得及び継続利用者の確保に繋げる。

②花見川区

短期間単位での体操教室や少人数の同好会支援など、施設の空き部屋、空き時間、空き定員の充足に取り組む。

映像機器の使用やシニアリーダーの活用など、利用者が主体的に参画する体操教室を開催する。

公共交通期間での来館が不便な立地を踏まえ、出張教室や移動支援など、来館が困難な高齢者を支援する。

IT機器やSNS、脳トレなど、社会の流行や利用者の関心を捉え、テーマを特化した講座や講演会を開催する。

併設する温水プール運営事業者と協力した事業を開催する。

③稲毛区

自治会、マンション、高齢者グループ等や区事務所と連携した民生委員、地区部会への広報活動を行い、新規利用者の増加を図る。また、同好会の新規会員増の支援、体操系事業の拡大、個人利用者増への取り組み、部屋の稼働率の向上を図り、利用者増加につなげる。

④若葉区

高齢化社会によるライフスタイルの変化に対応し、高齢者各世代のニーズに沿うような事業を計画し、新規利用者の発掘と継続利用者の獲得に注力する。

就労中の方が興味や関心を持ち参加しやすい内容、曜日での高齢者福祉講座や講演会を実施する。

介護予防効果が見込める生きがい動支援通所事業とボディーケアスクール参加者定員充足と出席率向上をめざした、プログラムを再構築する。

新規同好会設立、既存同好会会員増加への支援のほか、部屋貸しや一般開放が可能な部屋やフリースペースの有効活用に向けたニーズ調査と運用方法の検討をする。

区内あんしんケアセンター4か所、社協地区部会14か所、老人クラブ、町内会自治会への広報活動の強化とニーズの発掘、連携事業実現へ向けた情報交換と連携活動を具現化する。

区内で人口密度の高い地区(千城台・御成台、みつわ台、小倉台、桜木、大宮台等)での広報強化を図るほか、事業啓蒙活動として出張健康チェックや健康相談、出張体操を開催する。

ホームページ、ツイッターなどインターネットを活用して、施設の活動状況を広くこまめに発信し、高齢者はもとより地域社会へのPRを図るほか、地域の病院の地域連携室との連携事業を開催する。

⑤緑区

高齢者を中心に地域の方々にも積極的に参加・協力していただけるイベントや交流会等を開催するほか、プレ60歳、60歳代への第二の人生提案や計画の提供、新たな趣味を模索できる講座等を開催する。

緑区西部(おゆみ野地区)において、おゆみ野ふれあい館を拠点としたプラザ・センター職員によるイベント増を図り、プラザ・センター利用につなげる。

⑥美浜区

美浜区は周辺に高層住宅が多数建造されており、その人口密度が高い地域特性によりさまざまな施設や団体が近距離に存在し、連携先となりうる候補が豊富にある。その立地条件を活かし、特別支援学校との行事提携、地区部会や自治会との出張体操等を通じた活動提携、区事務所を通じた広報連

		<p>携を行い、地域住民へのプラザ及び各種活動の周知を図る。また、隣接するコミュニティセンターや近隣に設けられた療育センター体育館等の利用を検討し、各種行事のバリエーション拡大を図る。</p>
--	--	--

16 いきいきプラザ・センター②

所 管：いきいきプラザ

実施主体：いきいきプラザ

課 題		介護予防事業の多様化の検討に向けた取組み
現状及び課題 とした理由		・現行の事業形態では、利用者の身体及び認知能力に関する客観的データを取得しておらず、主観的評価のみであるなど、介護予防に関する効果測定が不明瞭であった。利用促進に向け、主観的評価と併せて、数値化された客観的評価に基づく効果測定を提供していく必要があると考える。
目 標		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の効果を可視化した効果測定シートを作成する。 ・介護予防関連の講演会を18回/年の開催を目指す。 ・「いきいき体操」を300回/年の開催を目指す。 ・筋肉量・骨密度・脳、血管年齢等の測定会「健康に関するイベント」を30回/年の開催を目指す。
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の客観的効果の可視化に向け、身体機能の状態を示す項目をそれぞれ数値化しフィードバックすることで介護予防に関する意識の高揚を図る。また、データは蓄積し、効果の把握と今後の事業展開にも反映させる。 ・区社協事務所(民生委員、地区部会等)との連携により、施設や事業を広く地域住民へ周知し、新規利用者確保を図る。 ・介護予防関連講演会において、介護予防に特化した講演会の拡充を図る。さらに介護予防に注力している施設であるということを利用者や地域住民に意識づけることで施設利用へ誘導する。 ・骨密度や脳年齢といった健康に関する指標への関心は高いことから、健康指標の測定イベントを開催し介護予防講演会やいきいき体操への誘導を図る。
工 程 ・ 目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・見える化の方法を検討チームにて検証、効果測定シートの作成。 ・介護予防関連の講演会を18回/年開催する。 ・「いきいき体操」を300回/年開催する。 ・「健康に関するイベント」を30回/年開催する。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定シートを使用し、介護予防の効果測定の実施。 ・介護予防関連の講演会を18回/年開催する。 ・「いきいき体操」を300回/年開催する。 ・「健康に関するイベント」を30回/年開催する。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定シートの見直しと見直し後の介護予防の測定効果の実施。 ・介護予防関連の講演会を18回/年開催する。 ・「いきいき体操」を300回/年開催する。 ・「健康に関するイベント」を30回/年開催する。

	令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・効果測定シートの見直しと見直し後の介護予防の測定効果の実施。・介護予防関連事業・介護予防関連の講演会を18回/年開催する。・「いきいき体操」を300回/年開催する。・「健康に関するイベント」を30回/年開催する。
--	-------	---

17 いきいきプラザ・センター③

所 管：いきいきプラザ

実施主体：いきいきプラザ

課 題		地域における多世代交流の推進に向けた取り組み
現状及び課題 とした理由		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により地域活動が停滞している中、介護予防の重要な要素の一つである「仲間づくり」に向けた取り組みは、地域福祉の重要な課題である。併せて、地域で支援を要する方が孤立することがないように、地域住民がお互いを理解、認識し、地域での互助活動に取り組むきっかけが必要と考える。
目 標		<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンや自治会・公民館等で活動する高齢者グループへの支援を24団体/年、開拓する。 ・地域で暮らす多世代の方々の相互交流の機会を創出するべく、交流イベントを6区/年、開催する。
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉部門が主導する「地域福祉活動計画」と連動し、ふれあい・いきいきサロンや地域の高齢者グループへの支援を行う。 ・地域の互助活動を進めるためには、住民同士がお互いに理解する機会や場所が必要であるため、地域で暮らす多様な方々が交流できる機会(イベント)を設ける。
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンや自治会館・公民館等で活動する高齢者グループへの出張教室等を年6団体開拓する。 ・高齢者、障害者、子育て世代等の多様な方が参画し、ワークショップ等を通じてお互いに交流するイベント等を1区/年開催する。
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンや自治会館・公民館等で活動する高齢者グループへの出張教室等を年12団体開拓する。 ・高齢者、障害者、子育て世代等の多様な方が参画し、ワークショップ等を通じてお互いに交流するイベント等を2区/年開催する。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンや自治会館・公民館等で活動する高齢者グループへの出張教室等を年18団体開拓する。 ・高齢者、障害者、子育て世代等の多様な方が参画し、ワークショップ等を通じてお互いに交流するイベント等を4区/年開催する。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンや自治会館・公民館等で活動する高齢者グループへの出張教室等を年24団体開拓する。 ・高齢者、障害者、子育て世代等の多様な方が参画し、ワークショップ等を通じてお互いに交流するイベント等を6区/年開催する。

イ 自主運営事業

本会が自主運営している施設であり、当部門の専門性を活かし質の高いサービス提供を行うとともに健全な運営を図ります。

自主運営事業		
1	和陽園①	P 8 6
2	和陽園②	P 8 7
3	和陽園③	P 8 8
4	デイサービスセンター①	P 8 9
5	デイサービスセンター②	P 9 0
6	デイサービスセンター③	P 9 2

1 和陽園①

所 管：和陽園

実施主体：和陽園

課 題	和陽園再整備に向けた取組み	
現状及び課題 とした理由	・昭和47年の開所より50年が経過しており、都度、増改築や修繕にて対応してきたが、動線の複雑化及び建物設備の老朽化により、利用者の居住・利便性は著しく低下している。また、躯体自体の耐久性にも限界があることから、施設の建て替えが必要と考える。	
目 標	・令和9年度内の供用開始に向け、令和7年度内の工事着工を目指す。	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備計画の根幹となる(仮称)再整備基本計画の策定に向け、設計と条件の再抽出や千葉市をはじめとした関係各所との協議、調整を行うべく、和陽園並びに総務企画課職員からなるPTを発足させる。 ・役員(理事・評議員)のほか、外部有識者を招いた組織体を設置する。 	
工程・目標値等	令和4年度	・(仮称)再整備基本計画の策定
	令和5年度	・(仮称)再整備基本計画に基づく基本設計案の確定
	令和6年度	・(仮称)再整備基本計画に基づく実施設計案の確定
	令和7年度	・建設工事着工

2 和陽園②

所 管：和陽園

実施主体：和陽園

課 題	職員の資質向上に向けた取組み	
現状及び課題 とした理由	・勤続年数を重ね慣れからくる業務のルーティンワーク化が散見される。 日々の業務の中にモチベーションを持たせ、明確な目的意識、且つ社協職員として主体的に業務に取り組む気持ちを芽生えさせる必要がある。	
目 標	・個々のレベルに合わせた個別育成プログラムを作成し、和陽園職員全体の 技量を底上げすることにより、さらなる利用者サービスの質を向上させる。	
対 策	・各部門に育成指導者を配置することで当該職員に対し指導者としての規 範性を養成する。 ・職員個々のレベルに合わせた個別育成プログラム作成することで、目標や 課題等を明確化させ、日々の業務にモチベーションを持たせる。	
工 程・ 目 標 値 等	令和4年度	・指導者育成研修の受講3名(総数3名) ・個別面談を実施し、個々のレベルに合わせた育成プログラム(短期・長期) 作成 ・育成指導者による成果の確認と面談の実施
	令和5年度	・指導者育成研修の受講3名(総数6名) ・個別面談を実施し、個々のレベルに合わせた育成プログラム(短期・長期) 作成 ・育成指導者による成果の確認と面談の実施
	令和6年度	・指導者育成研修の受講3名(総数9名) ・個別面談を実施し、個々のレベルに合わせた育成プログラム(短期・長期) 作成 ・育成指導者による成果の確認と面談の実施
	令和7年度	・指導者育成研修の受講3名(総数12名) ・個別面談を実施し、個々のレベルに合わせた育成プログラム(短期・長期) 作成 ・育成指導者による成果の確認と面談の実施

3 和陽園③

所 管：和陽園

実施主体：和陽園

課 題		和陽園の事業安定化に向けた取組み
現状及び課題 とした理由		・事業の安定化には、介護・看護人材の確保が必要不可欠であるが、依然として早期離職者が絶えない状況にあるため、職員定着化に向け、身体的・精神的負担の軽減策や業務の効率化を再検討する必要がある。
目 標		<ul style="list-style-type: none"> ・採用から3年以内の離職0名(R3年度1名) ・外国人技能実習生の受入れ検討(現状未実施) ・再整備後(令和9年予定)のICT化と介護ロボット導入(検討)
対 策		<ul style="list-style-type: none"> ・採用後のミスマッチを無くすべく、現場体験会の開催により、求職者に施設の状況理解を促すほか、採用後も職員が安心して働ける職場となるよう、メンター制度を導入する。 ・外国人技能実習制度に関する知識を深め、制度導入を検討する。 ・和陽園職員による再整備に関するプロジェクトチームを立ち上げ、ICT・介護ロボット等の導入可否を検討及び調査する。
工 程・ 目 標 値 等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験会の実施(年4回程度) ・メンター制度の導入に向けた調査 ・外国人技能実習制度に関する調査と検討 ・再整備プロジェクトチームの立ち上げと検討(ICT・介護ロボット等調査)
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験会の実施(年4回程度) ・メンター制度の導入(新規採用職員ら随時) ・外国人技能実習制度に関する調査と検討 ・再整備プロジェクトチームによる検討(ICT・介護ロボット等調査)
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験会の実施(年4回程度) ・メンター制度の導入(新規採用職員ら随時) ・(必要に応じ) 外国人技能実習制度に基づく当該実習生の受入れ実施 ・再整備プロジェクトチームによるICT・介護ロボットの導入可否の決定
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験会の実施(年4回程度) ・メンター制度の導入(新規採用職員ら随時) ・(必要に応じ) 外国人技能実習制度に基づく当該実習生の受入れ実施

4 デイサービスセンター①

所 管：デイサービスセンター

実施主体：デイサービスセンター

課 題		収入確保への取組み																				
現状及び課題 とした理由		<p>・平成30年度から令和2年度の利用実績において、稼働率の変動が見られ、全体的にマイナス傾向にあり安定した事業収入が確保できていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 体</td> <td>74,859千円</td> <td>→ 72,989千円</td> <td>→ 75,478千円</td> </tr> <tr> <td>中 央</td> <td>74,763千円</td> <td>→ 70,603千円</td> <td>→ 72,018千円</td> </tr> <tr> <td>花見川</td> <td>72,051千円</td> <td>→ 72,675千円</td> <td>→ 74,832千円</td> </tr> <tr> <td>美 浜</td> <td>77,762千円</td> <td>→ 75,674千円</td> <td>→ 79,583千円</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	全 体	74,859千円	→ 72,989千円	→ 75,478千円	中 央	74,763千円	→ 70,603千円	→ 72,018千円	花見川	72,051千円	→ 72,675千円	→ 74,832千円	美 浜	77,762千円	→ 75,674千円	→ 79,583千円
	H30	R1	R2																			
全 体	74,859千円	→ 72,989千円	→ 75,478千円																			
中 央	74,763千円	→ 70,603千円	→ 72,018千円																			
花見川	72,051千円	→ 72,675千円	→ 74,832千円																			
美 浜	77,762千円	→ 75,674千円	→ 79,583千円																			
目 標		<p>・年間の施設事業収入 225,000千円以上を4年間維持する。 ※年間1施設 75,000千円以上を目標とする。</p>																				
対 策		<p>・1日の稼働率目標85% ・目標値の積算の根拠となる、各デイサービス契約者数の介護度割合を通所介護(要介護)75%程度、通所介護相当(要支援)25%程度及び中重度(要介護3以上)を全体の30%程度とする目安から大きく逸脱しないよう契約時調整を図る。 ・適正な人員配置(級の固定・嘱託の配置等)により、総支出額の割合が最も大きい人件費支出を安定させる。</p>																				
工 程・ 目 標 値 等	令和4年度	<p>・3ヶ月毎に稼働率状況をモニタリングし、必要に応じた営業対策を検討・実施。 ・定員充足率100%、1日平均稼働率85%(中央:27.2人、花見川、26.3人、美浜:29.8人)を達成・維持する。 ・3施設平均で1日の売上247千円以上、年間75,335千円以上を目指す。</p>																				
	令和5年度	<p>・3ヶ月毎に稼働率状況をモニタリングし、必要に応じた営業対策を検討・実施。 ・定員充足率100%、1日平均稼働率85%(中央:27.2人、花見川、26.3人、美浜:29.8人)を達成・維持する。 ・3施設平均で1日の売上247千円以上、年間75,335千円以上を目指す。</p>																				
	令和6年度	<p>・3ヶ月毎に稼働率状況をモニタリングし、必要に応じた営業対策を検討・実施。 ・定員充足率100%、1日平均稼働率85%(中央:27.2人、花見川、26.3人、美浜:29.8人)を達成・維持する。 ・3施設平均で1日の売上247千円以上、年間75,335千円以上を目指す。</p>																				

5 デイサービスセンター②

所 管：デイサービスセンター

実施主体：デイサービスセンター

課題	安定運営に向けた利用者の確保に向けた取り組み
現状及び課題 とした理由	<p>・平成30年度から令和2年度の利用実績において、稼働率の変動が見られ、全体的にマイナス傾向にあることから、各施設に明確な稼働率目標を設定する必要がある。</p> <p>【参考】</p> <p>全 体 85.4%→81.5%→79.6% 中 央 84.2%→78.3%→74.9% 花見川 84.5%→80.6%→83.0% 美 浜 87.4%→85.5%→80.9%</p>
目 標	<p>・4年間の平均稼働率85%を達成・維持する。</p>
対 策	<p>・居宅支援事業所等との関係構築に注力し、継続的に新規利用者受入を行う。</p> <p>・適用加算、利用者要介護認定区分、取得加算要件を継続的にモニタリングし、収益確保に努める。</p>
工程・ 目標値等	<p>令和4年度</p> <p>・居宅支援事業所、あんしんケアセンター等への定期訪問による関係構築と強化。</p> <p>・曜日別稼働実績を2週間毎に利用状況をモニタリングし、欠席者の理由・再開目途等を勘定し新規利用者受入を行う。</p> <p>・3ヶ月毎に稼働率状況をモニタリングし、必要に応じた営業対策を検討・実施。</p> <p>・定員充足率100%、1日平均稼働率85%(中央:27.2人、花見川、26.3人、美浜:29.8人)を達成・維持する。</p> <p>【各区内訳】</p> <p>①中央区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0% (27.2人)を目指す。</p> <p>②花見川区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0% (26.3人)を目指す。</p> <p>③美浜区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0% (29.8人)を目指す。</p>

	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅支援事業所、あんしんケアセンター等への定期訪問による関係構築と強化。 ・曜日別稼働実績を2週間毎に利用状況をモニタリングし、欠席者の理由・再開目途等を勘定し新規利用者受入を行う。 ・3ヶ月毎に稼働率状況をモニタリングし、必要に応じた営業対策を検討・実施。 ・定員充足率100%、1日平均稼働率85%(中央:27.2人、花見川、26.3人、美浜:29.8人)を達成・維持する。 <p>【各区内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中央区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(27.2人)を目指す。 ②花見川区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(26.3人)を目指す。 ③美浜区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(29.8人)を目指す。
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅支援事業所、あんしんケアセンター等への定期訪問による関係構築と強化。 ・曜日別稼働実績を2週間毎に利用状況をモニタリングし、欠席者の理由・再開目途等を勘定し新規利用者受入を行う。 ・3ヶ月毎に稼働率状況をモニタリングし、必要に応じた営業対策を検討・実施。 ・定員充足率100%、1日平均稼働率85%(中央:27.2人、花見川、26.3人、美浜:29.8人)を達成・維持する。 <p>【各区内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中央区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(27.2人)を目指す。 ②花見川区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(26.3人)を目指す。 ③美浜区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(29.8人)を目指す。
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅支援事業所、あんしんケアセンター等への定期訪問による関係構築と強化。 ・曜日別稼働実績を2週間毎に利用状況をモニタリングし、欠席者の理由・再開目途等を勘定し新規利用者受入を行う。 ・3ヶ月毎に稼働率状況をモニタリングし、必要に応じた営業対策を検討・実施。 ・定員充足率100%、1日平均稼働率85%(中央:27.2人、花見川、26.3人、美浜:29.8人)を達成・維持する。 <p>【各区内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中央区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(27.2人)を目指す。 ②花見川区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(26.3人)を目指す。 ③美浜区 目標定員充足率100%、稼働率目標85.0%(29.8人)を目指す。

6 デイサービスセンター③

所 管：デイサービスセンター

実施主体：デイサービスセンター

課 題	非常勤職員人材確保のための賃金アップとキャリアパスの導入	
現状及び課題 とした理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度自主運営化以降、処遇改善加算等を活用した賃金アップに取り組んできたところではあるが、経営上ベース給与は据え置いてきた。しかしながら、処遇改善加算等の取得額に概ねの目安ができたこと並びに近隣他施設職員との賃金均衡の観点から賃金体系の見直しが必要と考える。加えて、キャリアパスの導入により、職員のモチベーションの維持向上を図る。 	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> 各デイサービスの収支状況及び近隣施設の賃金体系等を勘案し、非常勤介助員(嘱託介護員含む)の賃上げを目指す。 	
対 策	<ul style="list-style-type: none"> 賃上げ実施(最低賃金引上げ相当)及び賃金体系の見直しを行う。 	
工程・目標値等	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤介助員(嘱託介護員含む)の賃上げ(最低賃金引上げ額相当)の実施
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤給与体系検討(人事評価とキャリアパスの相互検討) 人事評価とキャリアパスを連携させるための検討
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤給与体系具体化 キャリアパス給与単価の見直し及び適正化
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度を活用した賃金体系システムの実施 例:人事評価を反映した一時金分配の導入

ウ 受託事業

千葉県より事業を受託し、当部門の専門性を活かし適正かつ安定した事業運営に努めます。

受託事業		
1	千葉県発達障害者支援センター	P94

1 千葉市発達障害者支援センター

所 管：千葉市発達障害者支援センター

実施主体：千葉市発達障害者支援センター

課 題	地域支援体制の構築(発達障害児・者支援を理解して継続的に援助できる支援者の養成)への取組み	
現状及び課題 とした理由	・地域支援体制を構築するためには各機関に対する継続的な支援が必要である。機関支援や講師派遣の周知方法を見直したことで、特に乳幼児期の支援を行う機関(保育所、幼稚園、等)の実施は増えたが、小学生以上の支援を行う機関の実施は増えず、小学生以上を対象とした地域支援が不十分であると考ええる。	
目 標	・機関支援や普及啓発・研修(講師派遣)等の対外的事業の充実を図り、発達障害児・者支援を理解して継続的に援助できる支援者を養成する。	
対 策	・機関支援については巡回相談事業・個別相談を相互に活用しながら全ての年代で目的に応じて実施する。 ・講師派遣についても全ての年代で目的に応じて実施する。	
工程・目標値等	令和4年度	・子育てアシスト(年中児集団行動観察)を実施する。 ・ペアレント・トレーニングのリーダー養成研修を実施する。 ・講師派遣、機関支援の依頼の少ない機関(子どもルーム、行政機関、高校等)への周知方法を見直し、新たな実施機関と回数を増やす。
	令和5年度	・子育てアシスト(年中児集団行動観察)を実施する。 ・ペアレント・トレーニングのリーダー養成研修を実施する。 ・講師派遣、機関支援については、前年度の実施状況を確認の上、依頼の少ない機関を中心に周知を行い、新たな実施機関と回数を増やす。
	令和6年度	・子育てアシスト(年中児集団行動観察)を実施する。 ・ペアレント・トレーニングのリーダー養成研修を実施する。 ・講師派遣、機関支援については、前年度の実施状況を確認の上、依頼の少ない機関を中心に周知を行い、新たな実施機関と回数を増やす。
	令和7年度	・子育てアシスト(年中児集団行動観察)を実施する。 ・ペアレント・トレーニングのリーダー養成研修を実施する。 ・講師派遣、機関支援については、前年度の実施状況を確認の上、依頼の少ない機関を中心に周知を行い、新たな実施機関と回数を増やす。

第 5 章 計画の推進と評価

1 自己評価の実施

PDCAサイクルを基本として、各年度の間中期と年度末に進捗状況の確認し、予定どおり進捗していない場合は原因を究明します。進捗確認の結果、必要があれば、次年度目標の見直しや、最適かつ必要な人材の配置を行うなどの推進体制の整備・強化を併せて行います。

2 公表

結果については、事業報告書として本会の理事会・評議員会への報告はもとより、ホームページ等により公表します。

3 目標申告（業績評価）

職員の目標申告に取組項目を取り込み、組織目標と職員の目指すべき方向性を整合させます。また、各年度において取組項目に係る目標、年間スケジュール、行動計画を明確化して取り組みの推進を促すとともに、業績評価とも連動させます。なお、本計画の方向性について、市の諸計画と整合を図る必要性が生じたときには、適宜見直すこととします。

